

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月26日
【事業年度】	第63期（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）
【会社名】	株式会社ツルハホールディングス
【英訳名】	TSURUHA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴羽 順
【本店の所在の場所】	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
【電話番号】	(011) 783-2755
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 三宅 隆太郎
【最寄りの連絡場所】	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
【電話番号】	(011) 783-2755
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理本部長 三宅 隆太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 2 月
売上高 (百万円)	919,303	915,700	970,079	1,027,462	845,603
経常利益 (百万円)	47,688	40,052	45,689	47,466	37,840
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	26,283	21,388	25,258	21,743	17,207
包括利益 (百万円)	29,518	16,997	31,423	27,186	17,081
純資産額 (百万円)	276,528	284,046	304,144	305,297	306,377
総資産額 (百万円)	537,027	562,363	539,830	549,551	583,362
1株当たり純資産額 (円)	5,210.88	5,314.48	5,690.49	5,748.63	5,778.90
1株当たり当期純利益 (円)	542.04	440.59	519.90	447.27	353.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	539.89	439.19	518.52	445.13	352.77
自己資本比率 (%)	47.1	45.9	51.2	50.9	48.2
自己資本利益率 (%)	10.8	8.4	9.4	7.8	6.1
株価収益率 (倍)	23.84	15.12	17.37	21.69	25.94
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	76,459	35,832	804	51,964	64,643
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△30,204	△28,405	△29,774	△36,068	△19,713
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,207	3,067	△19,005	△36,259	△10,872
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	116,398	126,892	78,916	58,554	92,605
従業員数 (人)	10,810	11,169	11,298	11,620	11,298
(外、平均臨時雇用者数)	(19,239)	(19,857)	(20,069)	(20,807)	(21,333)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社及び連結子会社は、2025年2月期(第63期)より決算期(事業年度の末日)を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期(第63期)は決算期変更の経過期間となることから2024年5月16日から2025年2月28日までの9.5ヶ月決算となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 2 月
営業収入 (百万円)	20,502	20,158	18,003	22,515	23,317
経常利益 (百万円)	14,889	13,366	11,230	14,423	15,652
当期純利益 (百万円)	14,823	13,077	11,775	14,196	16,123
資本金 (百万円)	11,251	11,322	11,433	11,535	11,626
発行済株式総数 (株)	49,423,768	49,439,968	49,488,468	49,518,268	49,557,068
純資産額 (百万円)	124,459	130,140	131,930	133,102	134,220
総資産額 (百万円)	150,191	170,360	165,982	160,900	169,307
1株当たり純資産額 (円)	2,529.15	2,633.61	2,677.92	2,695.48	2,740.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	167 (83.50)	167 (83.50)	260 (116.50)	267 (133.50)	267 (155.00)
1株当たり当期純利益 (円)	305.69	269.38	242.38	292.03	331.40
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	304.48	268.52	241.74	290.63	330.56
自己資本比率 (%)	81.7	75.1	78.4	81.5	78.8
自己資本利益率 (%)	12.5	10.4	9.0	10.9	12.2
株価収益率 (倍)	42.26	24.72	37.26	33.22	27.69
配当性向 (%)	54.63	61.99	107.27	91.43	80.57
従業員数 (人)	278 (外、平均臨時雇用者数)	204 (1)	181 (1)	192 (1)	209 (2)
株主総利回り (%)	91.6	49.0	67.4	74.0	72.2
(比較指標：TOPIX (東証 株価指数)) (%)	(129.6)	(128.2)	(145.5)	(187.8)	(184.5)
最高株価 (円)	16,490	14,590	10,520	13,485	9,700
最低株価 (円)	12,560	6,320	6,230	9,280	7,963

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 当社は、2025年2月期(第63期)より決算期(事業年度の末日)を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期(第63期)は決算期変更の経過期間となることから2024年5月16日から2025年2月28日までの9.5ヶ月決算となっております。

2【沿革】

年月	事項
1929年5月	医薬品等の小売販売業を目的として北海道旭川市に鶴羽薬師堂創業
1956年8月	ツルハ薬局に屋号変更
1963年6月	株式会社に組織変更
1975年5月	北海道旭川市に(株)ツルハ薬局(現社名 (株)ツルハホールディングス)を設立 (株)ツルハが薬局・薬店への経営指導、医薬品等の卸売事業ならびに医薬品等の小売販売業を目的として、(株)クスリのツルハコントロールセンター(資本金2百万円、現(株)ツルハ)を北海道旭川市4条通17丁目に設立
1985年3月	(株)ツルハが店舗数50店となる
1987年3月	(株)ツルハが発注業務の合理化を図るため、E O S(オンライン受発注システム)を全店開始
1989年7月	(株)ツルハが全店舗にP O S(販売時点情報管理システム)レジを導入し、業務の合理化を図る (株)ツルハが店舗数100店となる
1991年7月	営業の全部を(株)クスリのツルハコントロールセンター(現社名 (株)ツルハ)に譲渡 事業目的を保険代理業に定款変更
1991年8月	(株)クスリのツルハコントロールセンターが商号を(株)ツルハに変更
1991年8月	(株)ツルハが本社を札幌市東区北24条東20丁目に移転
1993年2月	(株)クレーン商事に商号変更
1995年1月	(株)ツルハがジャスコ(株)(現イオン(株))(千葉県美浜区)と業務・資本提携契約を締結
1998年6月	(株)ツルハが日本証券業協会に株式を店頭登録
2000年11月	(株)ツルハが(株)ドラッグトマト(岩手県盛岡市)の全株式を取得し子会社化
2001年2月	(株)ツルハが東京証券取引所市場第二部に上場
2001年11月	(株)ツルハが(株)リバーズ(川崎市幸区)の全株式を取得し、子会社化
2002年5月	(株)ツルハが東京証券取引所市場第一部銘柄に指定
2002年6月	(株)ツルハが(株)ポテトカンパニー(山形県山形市)の全株式を取得し、子会社化
2003年5月	(株)ツルハが子会社(株)ドラッグトマトを吸収合併
2004年2月	札幌市東区に本店を移転
2004年3月	(株)ツルハが子会社(株)ポテトカンパニーを吸収合併
2005年6月	株式交換により(株)ツルハを当社の完全子会社とする株式交換契約を締結
2005年8月	(株)ツルハホールディングスに商号変更
2005年11月	東京証券取引所に上場
2006年8月	ツルハグループが店舗数500店となる
2006年12月	(株)くすりの福太郎(千葉県鎌ヶ谷市)との業務資本提携契約を締結
2007年5月	株式交換により(株)くすりの福太郎を当社の完全子会社とする株式交換契約を締結
2008年4月	(株)ウイング(札幌市北区)を子会社化
2008年7月	(株)スパーク(愛知県春日井市)を子会社化
2009年2月	(株)ウェルネス湖北(島根県松江市)を子会社化
2010年7月	(株)サクラドラッグ(東京都中央区)を子会社化
2010年10月	タイ国サハグループと業務提携およびタイ駐在事務所開設
2011年5月	(株)ツルハが(株)サクラドラッグを吸収合併
2011年12月	タイ国サハグループとの合弁会社Tsuruha(Thailand) Co.,Ltd.設立
2012年4月	ツルハグループが店舗数1,000店となる
2012年7月	ツルハグループ海外1号店となるツルハドラッグゲートウェイ・エカマイ店をタイ・バンコクに出店
2013年8月	(株)ウエダ薬局(和歌山県海南市)を子会社化
2013年11月	(株)ツルハが(株)ウエダ薬局を吸収合併
2013年12月	(株)ハーティウォンツ(広島市中区)を子会社化
2015年4月	(株)フジ・(株)レデイ薬局と資本業務提携を締結
2015年8月	(株)ハーティウォンツが(株)ウェルネス湖北を吸収合併し、社名を(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本に商号変更
2015年10月	(株)レデイ薬局(愛媛県松山市)を子会社化
2016年5月	(株)ツルハグループマーチャンダイジングが(株)ウイング・(株)ツルハeコマースを吸収合併
2017年9月	(株)杏林堂グループ・ホールディングス(浜松市中央区)を子会社化
2018年5月	(株)ビー・アンド・ディーホールディングス(株)ビー・アンド・ディー(愛知県春日井市)を子会社化
2019年3月	金秀商事(株)(沖縄県)とのF C契約により沖縄県浦添市に「ツルハドラッグ宮城店」をオープン
2020年5月	J R九州ドラッグイレブン(株)(現：(株)ドラッグイレブン)を子会社化
2021年8月	監査等委員会設置会社へ移行
2022年4月	東京証券取引所プライム市場に移行
2024年2月	イオン(株)、ウエルシアホールディングス(株)(東京都千代田区)との資本業務提携契約を締結
2024年5月	(株)ツルハが(株)ビー・アンド・ディーを吸収合併
2025年4月	イオン(株)、ウエルシアホールディングス(株)との資本業務提携に係る最終契約を締結

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社11社及び非連結子会社3社により構成されております。

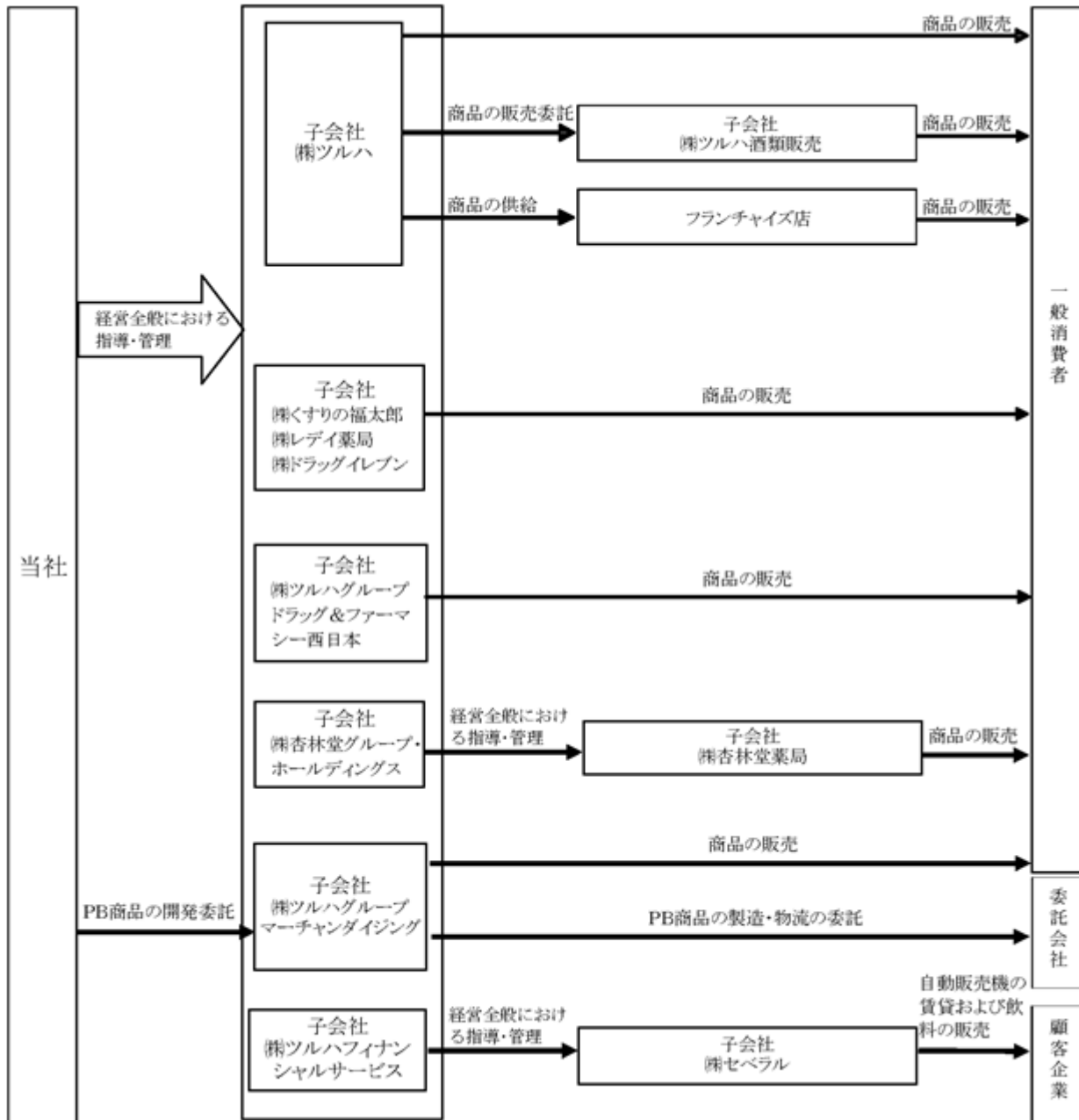
なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

なお、当社及び連結子会社の主な事業の内容と位置付けは、次のとおりとなります。

名称	おもな事業の内容
(株)ツルハホールディングス	医薬品・化粧品・雑貨等の販売を行うドラッグストアの経営指導及び管理
(株)ツルハ	薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業
(株)くすりの福太郎	関東地区における薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売
(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	中国・九州地区における薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売
(株)レデイ薬局	中四国地区における薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売
(株)杏林堂グループ・ホールディングス	ドラッグストア運営子会社の経営指導及び管理
(株)杏林堂薬局	静岡県内における薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売
(株)ドラッグイレブン	九州・沖縄地区を中心とする薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売
(株)ツルハグループマーチャンダイジング	当社グループ全般に係る商品の調達及び物流に関する企画、商談、調達業務 プライベートブランド商品の企画開発・販売促進業務 当社グループ取扱商品の電話及びインターネット等での通信販売業務
(株)ツルハフィナンシャルサービス	当社グループ内における保険代理店業務及び経営指導管理
(株)ツルハ酒類販売	酒類等のインターネット等での通信販売
(株)セベラル	自動販売機の賃貸及び飲料の販売

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	おもな事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)ツルハ (注) 4.5.7.10	札幌市東区	4,252	薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売ならびにフランチャイズ店への卸売販売業	100.0	役員の兼任あり。 当社が建物を賃借している。
(株)くすりの福太郎	千葉県鎌ヶ谷市	98	関東地区における薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売	100.0	役員の兼任あり。
(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 (注) 6.8	広島市西区	287	中国・九州地区を中心とする薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売	100.0	役員の兼任あり。
(株)レデイ薬局	愛媛県松山市	598	中四国地区を中心とする薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売	51.0	役員の兼任あり。
(株)杏林堂グループ・ホールディングス	浜松市中央区	50	ドラッグストア運営子会社の経営指導及び管理	51.0	役員の兼任あり。
(株)杏林堂薬局 (注) 2.9	浜松市中央区	50	静岡県内における薬局及び店舗販売業に基づく医薬品等の販売	51.0 (51.0)	役員の兼任あり。
(株)ドラッグイレブン	福岡県大野城市	100	九州・沖縄地区を中心とする薬局・店舗販売業に基づく医薬品等の販売	100.0	役員の兼任あり。 債務保証あり。 資金の貸付あり。
(株)ツルハグループマーチャンダイジング	東京都中央区	10	当社グループ全般に係る商品の調達及び物流に関する企画、商談、調達業務、プライベートブランド商品の企画開発・販売促進業務、当社グループ取扱商品の電話及びインターネット等での通信販売業務	100.0	役員の兼任あり。
(株)ツルハフィナンシャルサービス	札幌市東区	10	保険代理店業務及び経営指導管理	100.0	役員の兼任あり。
(株)ツルハ酒類販売 (注) 1	札幌市東区	10	酒類等のインターネット等での通信販売	100.0 (100.0)	役員の兼任あり。
(株)セベラル (注) 3	埼玉県川口市	50	自動販売機の賃貸及び飲料販売業	100.0 (100.0)	役員の兼任あり。 資金の貸付あり。

- (注) 1. (株)ツルハの100%子会社であります。
2. (株)杏林堂グループ・ホールディングスの100%子会社であります。
3. (株)ツルハフィナンシャルサービスの100%子会社であります。
4. 2024年5月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行っております。
5. 2024年8月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ツルハファーマシーを消滅会社とする吸収合併を行っております。
6. 2025年2月1日付で(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本を存続会社、(株)広島中央薬局を消滅会社とする吸収合併を行っております。
7. (株)ツルハについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 430,379百万円 |
| | (2) 経常利益 | 19,825百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 10,728百万円 |
| | (4) 純資産額 | 162,247百万円 |
| | (5) 総資産額 | 290,720百万円 |
8. (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 126,019百万円 |
| | (2) 経常利益 | 9,615百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 5,162百万円 |
| | (4) 純資産額 | 44,110百万円 |
| | (5) 総資産額 | 79,438百万円 |
9. (株)杏林堂薬局については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|-----------|------------|
| 主要な損益情報等 | (1) 売上高 | 108,031百万円 |
| | (2) 経常利益 | 2,351百万円 |
| | (3) 当期純利益 | 1,269百万円 |
| | (4) 純資産額 | 25,746百万円 |
| | (5) 総資産額 | 57,237百万円 |
10. 特定子会社に該当しております。
11. 議決権の所有割合の（ ）内は間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、物販事業の単一セグメントであり、従業員数は販売を行う店舗と本社等の全社（共通）に区分して記載いたします。

2025年2月28日現在

区分	従業員数（人）
店舗	10,033(21,199)
全社（共通）	1,265(134)
合計	11,298(21,333)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除いております。）であり、パートタイマー（1日8時間換算）は年間平均人員数を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数には、嘱託542名は含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

2025年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
209 (2)	46歳 3ヶ月	20年 1ヶ月	6,043,342

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、パートタイマー（1日8時間換算）は年間平均人員数を（ ）外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、(株)ツルハから移籍した従業員については、同社の勤続期間を通算しております。
3. 年間平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数には、嘱託18名は含んでおりません。
5. 従業員数には、当社グループからの出向者125名を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、ツルハユニオン、福太郎ユニオン、ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本ユニオン、レデイ薬局ユニオン及びドラッグイレブンユニオンが組織されており、U Aゼンセン流通部門に属しております。2025年2月28日現在における組合員数は28,282人（パートタイマーを含む。）であります。

労使関係については組合結成以来円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①連結会社

当事業年度							補足説明
管理職(係長級含む)に占める女性労働者の割合(%) (注) 3.			男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)			
係長級にある者に占める女性労働者の割合	管理職に占める女性労働者の割合	全労働者		うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者		
24.3	27.5	10.8		73.8	58.3	73.2	

- (注) 1. 指標の算出にあたっては、提出会社と当社の国内連結子会社（11社）を含めて算出しております。
2. 指標の算出にあたっては、各会社の指標を平均して算出しております。
3. 当社グループは、本指標を人的資本経営推進のための重要な指標として追跡しています。

②連結子会社

当事業年度											補足説明
名称	管理職(係長級含む)に占める女性労働者の割合(%)			男性労働者の育児休業取得率(%)				労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1. 4.			
	係長級にある者に占める女性労働者の割合 (注) 1. 2.	管理職に占める女性労働者の割合 (注) 1. 2.	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者		
(株)ツルハ	21.8	23.8	7.2	71.4	71.4	—	(注) 3.	56.3	75.0	105.0	-
(株)くすりの福太郎	28.5	31.7	11.5	88.2	88.2	—	(注) 3.	61.6	71.8	105.6	-
(株)ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	19.7	22.6	5.5	100.0	100.0	—	(注) 3.	59.3	67.9	92.9	-
(株)レデイ薬局	25.6	29.0	11.1	25.0	25.0	—	(注) 3.	64.3	79.7	93.0	-
(株)杏林堂薬局	37.3	57.7	18.8	71.4	71.4	—	(注) 3.	59.5	70.8	93.6	-
(株)ドラッグイレブン	25.9	30.2	8.8	50.0	33.3	100.0	(注) 3.	57.5	68.6	97.5	-

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 厚生労働省令に基づく「女性の活躍に関する情報公開項目」として、「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の8項目から「係長級にある者に占める女性労働者の割合(%)」、「管理職に占める女性労働者の割合(%)」を選択しております。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 労働者の人員数について、労働時間を基に換算し算出しております。
5. 上記以外の連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

③提出会社

当事業年度							補足説明
管理職(係長級含む)に占める女性労働者の割合 (%)			男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注) 3.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1. 4.			
				全労働者	うち正規 雇用労働 者	うちパート・有期 労働者	
係長級にある者 に占める女性労働者の割合 (注) 1. 2.	管理職に占める 女性労働者の割合 (注) 1. 2.						
21.9	36.0	13.2	100.0	58.7	63.3	—	—

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 厚生労働省令に基づく「女性の活躍に関する情報公開項目」として、「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」の8項目から「係長級にある者に占める女性労働者の割合(%)」、「管理職に占める女性労働者の割合(%)」を選択しております。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における、育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 労働者の人員数について、労働時間を基に換算し算出しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

今後の経済情勢につきましては、米国の堅調な内需や中国の経済対策が下支えとなり底堅い成長を維持するとみられます。日本経済は、個人消費が食料品高騰により伸び悩んでいるものの、賃金引上げの流れは続いており景気は持ち直しの動きが予想されます。

ドラッグストア業界においては、調剤や食品カテゴリーのニーズを取り込みながら出店継続により市場規模は拡大が続けていますが、生産性改善及び経費コントロールの取組みが収益力の企業間格差に大きく影響しております。

このような状況のなかで、当社は当面、前中期経営計画の店舗戦略、調剤戦略、PB戦略、DX戦略について改善を加えながら収益力の向上に取り組んでまいります。

2026年2月期の重点方針は次のとおりです。

①収益性を重視した店舗展開戦略

出店済み地域においてドミナント戦略の更なる推進を図るとともに、店舗開発管理部の設置など店舗管理体制を強化し、より質の高い新規出店を通じて収益性を高めてまいります。また既存店においても、新たな品種の導入やスクラップ・アンド・ビルドを継続的に行い、収益力改善を図ってまいります。さらにこれらと並行して、M&Aを含めた地域への展開拡大にも引き続き取り組んでまいります。

②調剤薬局の新規開設推進と機能向上

既存店舗への併設を中心とした調剤薬局の新規出店を引き続き推進し、併設するドラッグストア店舗との連携強化によるヘルスケアサポート機能の充実を図ってまいります。システム面を含めた環境整備を進め、自社アプリを起点としたデータ連携などDXの取り組みを通じた治療効果増進・予防推進にも取り組んでまいります。

③プライベートブランドを通じた企業価値・競争力向上

「くらしリズム」「くらしリズムMEDICAL」の開発・販売を推進し、ツルハグループを代表する優れた商品の開発とブランド育成を図るべく、大手メーカーとの共同開発、食品PBの開発の加速、健康志向や付加価値商品の開発を行ってまいります。同時に、環境配慮型商品の開発および環境配慮パッケージの採用にも取り組み、商品開発を通じた企業価値の向上を図ってまいります。

④デジタル戦略の推進とIT基盤の強化

ドラッグストア業界最大の店舗網を活かし、顧客データプラットフォームを活用した顧客満足度向上と新規顧客の獲得を図る新たなマーケティングの展開に取り組んでまいります。このためには、MAツールによる販促施策やBIツールによる経営における意思決定プロセスの効率化に取り組んでまいります。

⑤サステナブル経営の推進

地域社会の一員である社員自身の自律的な成長を図るべく「人的資本経営」を策定し、人的資本の価値向上を通じた地域社会への更なる貢献を図るなど、引き続きSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる持続可能な社会づくりに取り組んでまいります。同時に、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実により長期的な企業価値向上を目指します。

2026年2月期は、新規出店120店舗、閉店62店舗、期末店舗数2,716店舗を計画しております。

以上により、2026年2月期の連結業績予想といたしましては、売上高1兆1,134億円、営業利益511億円、経常利益503億円、親会社株主に帰属する当期純利益248億円を見込んでおります。

また、当社はイオン株式会社とウエルシアホールディングス株式会社との経営統合を進め、各社の経営資源を最大限に活用して連携し、様々な分野でシナジーを発揮することを目指してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、「お客様の生活に豊かさと余裕を提供しよう」という経営理念に基づき、事業活動を推進して参りました。当社グループは、企業としての責任を果たしていくために、社会と環境の様々な課題に向き合い、ESG、人的資本経営・TCFD対応の取り組みを当社グループ全体に広げ、ステークホルダーとの対話を通じてSDGs（持続可能な開発目標）の発展に貢献する企業を目指しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ推進に向けた活動として年4回開催のESG推進委員会にて、「ガバナンス」・「環境問題」・「人材開発」・「気候関連」を含めたサステナビリティ上の重要課題に関して、活動戦略の報告、策定および実務状況の管理を行っております。事業への影響を最小限にするための状況報告およびリスク管理対策は定期的にグループ執行会議および取締役会への報告を行うなど、監視体制を整備しております。

(2) 戦略

①気候変動・環境問題に関する取り組み（TCFD提言への対応）

当社グループでは、気候変動リスクへの対応を、重要課題の一つと認識しております。気候変動がもたらすリスク・機会を基にシナリオ分析については、ESG推進委員会メンバーとサステナブル経営推進部が実施し、ESG推進委員会から取締役会の監督の下、代表取締役社長を委員長としたグループリスク管理委員会へ年2回報告をしております。取締役会は、グループリスク管理委員会で審議された重要事項について年に2回報告を受け、気候変動リスクへの対応方針および実行計画等についても審議・監督を行って参ります。詳細な情報につきましては、当社ホームページにて開示しております。



②人材育成および社内環境整備方針

当社グループが掲げる経営理念の「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」を全うするために最も重要と考えているのが約5万人の社員です。日本全国に展開する事業会社・店舗に勤務する多様な社員を“人的資本”と位置づけ、「人材育成」「職場環境」「心身の健康」3つの視点で構成した総合的な施策を通じ、その価値を高めることで、地域社会へ永続的な貢献を果たすとともに、地域社会の一員でもある社員自身の自律的な成長を図ります。

詳細な情報につきましては、人的資本経営基本方針を当社ホームページに開示しております。

(3) リスク管理

当社グループは、グループリスク管理委員会を設置し、リスクの発生懸念、発生状況を始め、当社グループを取り巻くリスクに関する情報の収集分析を行い、重点対応すべきリスクを選定し、対応を実施することでリスクのコントロールを進めております。

特定したリスク・機会は年2回開催のグループリスク管理委員会にて審議・議論し、リスク管理の状況や重大なリスクの判断に関しては、グループ執行会議及び取締役会への報告・提言を行っております。

(4) 指標及び目標

①気候変動・環境問題（TCFD提言への対応）

当社グループは、気候変動が社会の喫緊の課題であると認識し、温室効果ガス削減や省エネルギー化に取り組んでいます。持続可能な社会の実現に向けて、SBT（Science Based Targets）として求められるCO2排出削減レベルを考慮し、Scope1,2について、「2030年度に2013年度比一店舗当たりのCO2排出量を46%削減」の目標を設定しています。また、Scope3においても特に重要と考えるカテゴリについて目標を定め削減を進めてまいります。

当連結会計年度は決算期変更により、9.5ヶ月の変則決算となっているため、当該期間における正確なデータの取得・集計が困難であることから、GHG（温室効果ガス）排出量の算定を行っておりません。なお、次年度以降は従来通り、GHG（温室効果ガス）排出量の継続的な開示を再開する予定です。

●GHG（温室効果ガス）排出量の推移（Scope1、2）（単位:t-CO2）

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
集計期間	2018年4月 ～ 2019年3月	2019年4月 ～ 2020年3月	2020年4月 ～ 2021年3月	2021年4月 ～ 2022年3月	2022年4月 ～ 2023年3月	2023年4月 ～ 2024年3月
Scope1(直接排出)	5,761	5,348	4,408	4,031	3,731	3,424
Scope2(間接排出)	215,873	226,446	238,776	247,213	261,251	275,368
Scope1+Scope2(店舗のみ)※1	221,634	231,794	243,184	251,244	264,982	278,792
Scope1+Scope2(全社)※2	-	-	-	-	-	280,392
店舗数(店) ※3	2,082	2,150	2,420	2,522	2,589	2,653
1店舗平均排出量 ※4	106.5	107.8	100.5	99.6	102.3	105.1

※1. 当社グループの店舗運営部門のみを対象にGHG排出量を集計しております。

※2. 2023年度より、オフィス及び社有車使用によるGHG排出量を「Scope1+Scope2(店舗のみ)」に加算し、全社合計のGHG排出量(Scope1+Scope2)を算定しております。

※3. 店舗数は、GHG排出量算定期間の当社グループ期末店舗数を記載しております。

※4. 一店舗あたりの平均排出量は、「Scope1+Scope2(店舗のみ)」÷「店舗数」により算定しております。

●GHG（温室効果ガス）排出量（2023年度、Scope3）（単位:t-CO2）

Scope 3 カテゴリ		2023年度
1	購入した商品・サービス	3,031,230
2	資本財	107,227
3	燃料及びエネルギー活動	41,957
4	輸送、配送（上流）	530,211
5	事業から出る廃棄物	8,267
6	雇用者の出張	1,240
7	雇用者の通勤	15,374
9	輸送、配送（下流）	3,578
13	リース資産（下流）	8,279
14	フランチャイズ	430
Scope 3 総計		3,747,793

※1. カテゴリ 8、10、11、12、15については、対象のない項目または排出量を算定できていない項目です。

※2. 全カテゴリについて、数値及び算定方法を精査中です。

※3. 2023年度における集計期間は、2023年3月～2024年2月としております。

GHG排出量の削減については、各店舗の省エネ、節電を心掛けるとともに、化石燃料を用いない再生可能エネルギーの導入や国が認証するJ-クレジット制度を積極的に活用し脱炭素社会の実現を目指して参ります。

②人材育成および社内環境整備方針

ツルハグループは人的資本経営の3つの視点「人材育成」「職場環境」「心身の健康」を柱としております。この方針にもとづく指標に関する実績および目標は、次のとおりであります。

指標	算出式	2024年5月実績	2025年2月実績 ※1	2030年2月目標数値
女性管理職比率※係長級を含む	女性管理職者数 ÷全管理職者数 ※係長級を含む	23.4%	24.3%	37.0%
男女賃金格差	女性平均月例給 ÷男性平均月例給	正社員：73.7% パートアルバイト：100.1% 全社員：60.0%	正社員：73.2% パートアルバイト：102.1% 全社員：58.3%	正社員：78.0% パートアルバイト：101.2% 全社員：58.6%
男性育児休業取得率	(男性育児休業・時短 取得者) ÷配偶者が 出産した男性社員数	43.8%	73.8%	95.0%

※1.2025年2月実績は、2024年5月～2025年2月の期間で算出したものとしております

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態および投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようになります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1) 持株会社としてのリスク

グループ各社の経営変動リスクについて

グループ各社の諸要因に基づく業績の急激な変動が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

のれんの減損リスクについて

のれんは、各連結子会社の将来の超過収益力の下落に起因する潜在的な減損のリスクにさらされており、減損損失が計上された場合、連結財務諸表に対して重要な影響を生じさせる可能性があります。

各連結子会社別ののれんの残高については「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ①財政状態の分析 (固定資産)」に記載しております。

2) 法的規制について

①「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）」等による規制について

当社グループは、「医薬品医療機器等法」上の医薬品等を販売するにあたり、各都道府県の許可・登録・指定・免許および届出を必要としております。また、食品、たばこ、酒類等の販売については、食品衛生法等それぞれ関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②出店に関する規制等について

「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という）においては、売場面積が1,000㎡を超える新規出店および既存店の変更について、都道府県知事（政令指定都市においては市長）に届出が義務付けられており、騒音、交通渋滞およびごみ処理等地域への生活環境への配慮が審査事項となります。

従いまして、上記法的規制により計画どおりの新規出店および既存店の増床等ができない場合は、当社グループの出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

3) 資格者確保について

医薬品医療機器等法や薬剤師法の規定により薬剤師または医薬品登録販売者の配置が義務づけられております。医薬品の販売に伴いこれら有資格者を確保することは営業政策上重要な要件となります。

これら有資格者の確保が十分にできない場合には、当社グループの出店政策に影響を及ぼす可能性があります。

4) 人材について

代表取締役をはじめとする取締役および執行役員は、当社グループの経営において重要な役割を果たしております。これら取締役および執行役員が業務執行できない事態が発生した場合、業績に影響を及ぼす場合があります。

5) 調剤業務について

当社グループは、グループ調剤薬事部を主管部署とする薬剤師の専門的な知識の習得、スキルアップなどに積極的に取り組んでおります。また、当社グループは、調剤過誤を防止すべく調剤過誤防止システムを導入し、服薬指導時における薬品名・用量確認など細心の注意を払って調剤業務を行っております。また、万一に備え、調剤薬局全店舗において「薬剤師賠償責任保険」に加入しております。しかしながら、調剤薬の欠陥・調剤過誤などにより訴訟を受けることがあった場合、社会的信用を損なうなどの理由により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6) 出店政策について

当社グループは、地域での知名度向上による占有率向上および管理コストの抑制等を目的とするドミナント戦略をとっております。今後の店舗展開において、出店場所が十分に確保できない場合や、ドミナント形成に時間を要する場合には、店舗の収益が悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7) 情報システム・個人情報保護について

当社グループは、ポイントカードシステムの運用に伴う顧客情報、調剤業務に伴う患者情報等を保持しており、これら情報の中には顧客または患者個人のプライバシーに関わるものが含まれております。これらの情報の取扱いについては情報管理者により、情報の利用・保管等に関する社内ルールを設け、その管理については万全を期してはおりますが、コンピュータの不具合やサイバー攻撃等の犯罪行為によるインシデントがあった場合、社会的信用を損なうなどの理由により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

8) 自然災害等について

当社グループの本社、店舗、物流センター等所在地域において、大規模な地震等自然災害や、予期せぬ事故等により、当社グループの設備に損害や、従業員等の人的被害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

9) 気候変動リスクについて

世界的な気候変動により、政府の環境規制強化に伴う炭素税の導入や、再生可能エネルギー需要の増加による価格上昇等の費用の増加、世界規模での地球温暖化対策が講じられることによる資源調達費用の増加等が発生する可能性があります。

なお、当社グループはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）による提言に賛同し、気候変動によるリスクを全社リスクの一つとして管理しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

①経営成績の状況

当社は決算期変更に伴い、当連結会計年度（2024年5月16日～2025年2月28日）は9.5ヶ月の変則決算となっております。このため、前連結会計年度との比較は行っておりませんが、参考情報として前連結会計年度12ヶ月の実績値を記載しております。

当連結会計年度における経済情勢は、設備投資や生産の持ち直し、企業業績の改善のなか、景気は緩やかな回復傾向となっております。物価上昇により実質賃金伸びは一進一退で貯蓄率の上昇もみられ、個人消費は伸び悩んでおります。また米国の保護主義政策による貿易紛争や中東情勢などの地政学リスクにより先行き不透明感が続いております。

ドラッグストア業界においては、人流やインバウンド需要の回復、物価上昇等による売上増効果に一巡感がみられるなか、依然食料品中心の値上がりは進んでおり消費者の節約志向は続いております。また出店競争が続くなか調剤チェーンや食品スーパー等の他業態企業の取り込みも見られており、市場規模の拡大は継続しております。

このような状況のもと、当社グループでは当期が最終年度となる中期経営計画の達成に向け、店舗戦略では自社建物やスクラップ&ビルドによる出店の推進、調剤戦略では薬局機能の強化、PB戦略では食品を中心とした商品開発、ストアロイヤリティ向上への取り組み、DX戦略ではアプリ会員の拡大、MAツール活用による来店促進、BIツールによる経営数値の可視化に取り組んでまいりました。また、業績管理面では収益性改善・販売管理費の低減に取り組んでまいりました。

店舗展開につきましては、既存エリアのさらなるドミナント強化を図るとともに競争力強化のため不採算店舗の改廃を進め、期首より73店舗の新規出店と68店舗の閉店を実施いたしました。この結果、当期末のグループ店舗数は直営店で2,658店舗となりました。なお、タイ国内の当社グループ店舗につきましては、3店舗の新規出店により同国内における店舗数は2025年2月28日現在で22店舗となりました。

当社グループの出店・閉店の状況は次のとおり

(単位：店舗)

	期首店舗数	出店	閉店	純増	期末店舗数	うち 調剤薬局
北海道	432	14	9	5	437	147
東北	604	10	21	△11	593	165
関東甲信越	533	11	16	△5	528	224
中部・関西	269	9	9	—	269	167
中国	366	10	2	8	374	143
四国	225	5	5	—	225	69
九州・沖縄	224	14	6	8	232	52
国内店舗計	2,653	73	68	5	2,658	967

上記のほか、海外店舗22店舗、FC加盟店舗7店舗を展開しております。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高8,456億3百万円（前連結会計年度1兆274億62百万円）、営業利益378億94百万円（前連結会計年度471億51百万円）、経常利益378億40百万円（前連結会計年度474億66百万円）となりました。また、投資有価証券売却益38億30百万円を計上するとともに、店舗等の収益性を吟味した結果、回収可能価額と帳簿価額との差額107億43百万円を減損損失、さらに店舗の閉鎖に伴い将来発生すると見込まれる損失額として31億10百万円を店舗閉鎖損失引当金繰入額として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は172億7百万円（前連結会計年度217億43百万円）となりました。

②財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて338億10百万円増加し、5,833億62百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末に比べて293億29百万円増加し、3,028億11百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加340億51百万円などによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比べて44億81百万円増加し、2,805億50百万円となりました。これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の増加63億20百万円、のれんの償却及びソフトウェア償却に伴う無形固定資産の減少10億41百万円、投資有価証券の売却による減少22億39百万円などによるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて327億30百万円増加し、2,769億84百万円となりました。これは主に、決算日変更に伴う買掛金の増加252億54百万円、長期借入金の増加28億50百万円、長期リース債務の増加76億65百万円、未払金の減少88億97百万円、繰延税金負債の減少39億55百万円などによるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて10億80百万円増加し、3,063億77百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加31億71百万円、その他有価証券評価差額金の減少16億47百万円などによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は2.7ポイント減少し、48.2%となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて340億51百万円増加し、926億5百万円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、646億43百万円(前期は519億64百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が283億81百万円となったことと、仕入債務の増加252億54百万円、減価償却費132億7百万円、減損損失107億43百万円等のプラス要因に対し、法人税等の支払額153億円等のマイナス要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、197億13百万円(前期は360億68百万円の使用)となりました。これは主に、新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出201億10百万円、新規出店に伴う差入保証金の支出40億73百万円、ソフトウェアの取得による支出27億32百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、108億72百万円(前期は362億59百万円の使用)となりました。これは主に、短期借入れによる収入100億円及び長期借入れによる収入60億円があった一方、配当金の支払額140億35百万円、長期借入金の返済による支出54億円及び短期借入金の返済による支出50億円があったこと等によるものであります。

④仕入及び販売の実績

当社グループは小売業を主たる事業としているため、生産実績及び受注実績は記載しておりません。

(i) 仕入実績

品目		当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
商 品	医薬品	119,250	20.2	—
	化粧品	78,708	13.3	—
	雑貨	154,592	26.2	—
	食品	181,256	30.7	—
	その他	54,569	9.2	—
小計		588,376	99.7	—
不動産賃貸料原価		721	0.1	—
手数料収入等		1,330	0.2	—
合計		590,428	100.0	—

(注) 1. 金額は、実際仕入価格によっております。

2. その他の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。

3. 当社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期は決算期変更の経過期間となることから9.5ヶ月決算となっております。このため、前期比は記載しておりません。

(ii) 販売実績

(品目別売上高)

品目		当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
商 品	医薬品	200,746	23.7	—
	化粧品	117,511	13.9	—
	雑貨	220,139	26.0	—
	食品	219,071	25.9	—
	その他	84,470	10.0	—
小計		841,940	99.6	—
不動産賃貸料		1,051	0.1	—
手数料収入等		2,611	0.3	—
合計		845,603	100.0	—

(注) 1. その他の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。

2. 当社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期は決算期変更の経過期間となることから9.5ヶ月決算となっております。このため、前期比は記載しておりません。

(地域別売上高)

区分	地域	売上高		店舗数	
		金額（百万円）	前年同期比(%)	数	前年同期比(+)
商品売上	北海道	139,368	—	437店舗	5店舗
	青森県	18,593	—	67店舗	△1店舗
	岩手県	20,611	—	78店舗	△2店舗
	宮城県	47,888	—	148店舗	△6店舗
	秋田県	21,792	—	83店舗	1店舗
	山形県	25,333	—	97店舗	△3店舗
	福島県	31,865	—	120店舗	—店舗
	茨城県	11,840	—	51店舗	—店舗
	栃木県	8,118	—	35店舗	—店舗
	埼玉県	1,576	—	9店舗	1店舗
	千葉県	51,640	—	151店舗	—店舗
	東京都	33,672	—	162店舗	1店舗
	神奈川県	10,820	—	39店舗	△1店舗
	新潟県	7,806	—	30店舗	△6店舗
	山梨県	7,497	—	32店舗	—店舗
	長野県	4,803	—	19店舗	—店舗
	静岡県	107,923	—	102店舗	—店舗
	愛知県	24,906	—	91店舗	3店舗
	滋賀県	1,170	—	5店舗	△2店舗
	京都府	1,236	—	5店舗	△1店舗
	大阪府	9,615	—	24店舗	△2店舗
	兵庫県	6,255	—	24店舗	3店舗
	和歌山県	4,127	—	18店舗	△1店舗
	鳥取県	14,885	—	43店舗	1店舗
	島根県	22,804	—	57店舗	1店舗
	岡山県	3,800	—	15店舗	1店舗
	広島県	69,230	—	201店舗	3店舗
	山口県	15,572	—	58店舗	2店舗
	徳島県	6,308	—	25店舗	—店舗
	香川県	13,949	—	51店舗	—店舗
	愛媛県	36,243	—	119店舗	3店舗
	高知県	8,147	—	30店舗	△3店舗
	福岡県	24,667	—	104店舗	5店舗
	佐賀県	1,134	—	6店舗	—店舗
	長崎県	1,065	—	7店舗	△1店舗
	熊本県	1,946	—	12店舗	1店舗
	大分県	2,032	—	9店舗	1店舗
	宮崎県	1,092	—	11店舗	—店舗
	鹿児島県	7,076	—	37店舗	△3店舗
	沖縄県	13,515	—	46店舗	5店舗
小計		841,940	—	2,658店舗	5店舗
不動産賃貸料		1,051	—		
手数料収入等		2,611	—		
合計		845,603	—	2,658店舗	5店舗

(注) 当社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。この変更に伴い、2025年2月期は決算期変更の経過期間となることから9.5ヶ月決算となっております。このため、売上高の前年同期比は記載しておりません。

(2)経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態の分析

(総資産)

当連結会計年度末における総資産につきましては、5,833億62百万円と前連結会計年度末に比べて338億10百万円増加となりました。

(流動資産)

流動資産につきましては、主に現金及び預金の増加等により、3,028億11百万円と前連結会計年度末に比べ293億29百万円の増加となりました。

(固定資産)

固定資産につきましては、主に新規出店に伴う有形固定資産取得と差入保証金の増加等により、2,805億50百万円と前連結会計年度末に比べ44億81百万円の増加となりました。

なお、のれんの残高を会社別に示すと以下のとおりです。

会社名	金額(百万円)
(株)杏林堂グループ・ホールディングス	8,047
(株)ドラッグイレブン	7,795
(株)ビー・アンド・ディー	2,451
(株)くすりの福太郎	1,130
その他	349
計	19,773

(流動負債)

流動負債につきましては、主に買掛金の増加等により、2,066億46百万円と前連結会計年度末に比べ252億83百万円の増加となりました。

(固定負債)

固定負債につきましては、主にリース債務の増加等により、703億38百万円と前連結会計年度末に比べ74億46百万円の増加となりました。

(純資産)

純資産につきましては、主に利益剰余金の増加等により、3,063億77百万円と前連結会計年度末に比べ10億80百万円の増加となりました。自己資本比率は48.2%と前連結会計年度末に比べ2.7ポイントの減少となっており、1株当たり純資産額は5,778.90円と前連結会計年度末に比べ30.27円の増加となりました。

②経営成績の分析

当連結会計年度の業績について以下の通りです。

なお、当連結会計年度は決算期変更により、9.5ヶ月の変則決算となっているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(単位：百万円)

	前期実績	計画	当期実績	前年比(%)	計画比(%)
売上高	1,027,462	850,800	845,603	—	99.4
営業利益	47,151	38,700	37,894	—	97.9
経常利益	47,466	38,400	37,840	—	98.5
親会社株主に帰属する当期純利益	21,743	22,200	17,207	—	77.5

(i)売上高

売上高は8,456億3百万円（前連結会計年度1兆274億62百万円）となりました。

商品部門別の状況は、次のとおりであります。

(医薬品)

前年の抗原検査キット等の反動減や紅麹問題による漢方薬の販売減少はあったものの、調剤薬局の新規開設による処方箋枚数の増加により、売上高は2,007億46百万円となりました。

(化粧品)

基礎化粧品が好調に推移したものの、前年の人流回復、脱マスクによる効果が一巡したことから、売上高は1,175億11百万円となりました。

(雑貨)

一品単価の上昇と販売点数の前年割れが続くなか、シャンプー、洗剤、オーラルケアなどは販売が堅調に推移し、売上高は2,201億39百万円となりました。

(食品)

米を中心に値上が続くなかでも販売数量は堅調に推移し、冷凍食品、菓子、日配も好調であったことから、売上高は2,190億71百万円となりました。

(その他)

マスクの販売減少は続いており、健康食品の不調、育児用品も値上げによる販売数量の減少が響き、売上高は844億70百万円となりました。

(ii)売上総利益

食品、化粧品、医薬品の売上高が増加したことや、利益率の改善に取り組んだことから、売上総利益は2,575億40百万円（前連結会計年度3,122億76百万円）となり、売上総利益率においても30.5%（前連結会計年度30.4%）を確保いたしました。

(iii)販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は2,196億45百万円（前連結会計年度2,651億25百万円）となり、売上高販管費率においては26.0%（前連結会計年度25.8%）となりました。

(iv)営業利益・経常利益

上記の結果、営業利益は378億94百万円（前連結会計年度471億51百万円）となり、経常利益は378億40百万円（前連結会計年度474億66百万円）となりました。

(v)親会社株主に帰属する当期純利益

上記に加え、有形固定資産の減損損失及び店舗閉鎖損失引当金繰入額の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は172億7百万円（前連結会計年度217億43百万円）となりました。

③キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(i)キャッシュ・フローの状況の分析

第一部 企業情報 の「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」における記載内容と同一であるため、記載を省略しております。

(ii)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金需要のうち、主なものは商品の仕入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、新規出店等によるものであります。これらの資金需要は自己資金または銀行借入により調達しております。

④重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況」 連結財務諸表及び財務諸表の注記事項「（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

⑤今後の方針について

当社グループは、創業以来「お客様第一主義」を基本的な経営方針とし、「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」という経営理念のもとに利便性と専門性を追求し、お客様の健康で快適な生活に貢献するため、身近で買物しや

すい店舗づくりに取り組んでおります。当社を中核とする持株会社体制によりグループの戦略機能を当社に集約し、迅速かつ機動的な意思決定を行い、各子会社は経営理念実践のため、事業活動に専念できる体制をとっております。

今後も店舗戦略、調剤戦略、P B戦略、D X戦略、財務戦略を進めるとともに、イオン株式会社及びウエルシアホールディングス株式会社との経営統合に向けた協議を進め、企業価値向上を目指してまいります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) イオン株式会社及びウエルシアホールディングス株式会社との資本業務提携に係る最終契約書の締結

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社及びウエルシアホールディングス株式会社との間で、資本業務提携に係る最終契約を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) (資本業務提携に係る最終契約書の締結)」に記載のとおりであります。

(2) 株式交換契約の締結

当社及びウエルシアホールディングス株式会社は、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアホールディングス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) (株式交換契約の締結)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループは、研究開発活動を行っておりませんので該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループはドミナントエリアの形成促進および販売シェアの拡大を図るべく地域集中出店を推進するとともに、合わせて省力化および合理化のための投資を行っております。

当連結会計年度は、ツルハドラッグ青森三内店（青森県青森市）をはじめ73店舗の新規出店を含め、設備投資は有形固定資産201億10百万円、差入保証金40億73百万円、ソフトウェア27億32百万円、合計269億16百万円となっております。

なお、当社グループは、物販事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

当社グループは、物販事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

(1) 提出会社

2025年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び構築物 (百万円)	工具、器具及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (札幌市東区)ほか	会社統括施設	0	32	—	6,853	6,885	209 (2)

(注) 1. 帳簿価額の「その他」は、ソフトウェア及び差入保証金であり、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定を含んでおりません。

2. パートタイマー（1日8時間換算）は、期末人員を従業員数欄に（ ）内に外書しております。

(2) 国内子会社

2025年2月28日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ツルハ	大町店 (北海道旭川市)ほか全 1,494店	販売設備	32,169	6,589	5,381 (150,832.14)	5,290	46,073	95,505	5,549 (12,025)
(株)くすりの福 太郎	実籾店 (千葉県習志 野市)ほか全 243店	販売設備	2,867	1,024	37 (618.20)	507	5,028	9,464	1,136 (1,168)
(株)ツルハグ ループドラッ グ&ファーマ シー西日本	井口明神店 (広島市西 区)ほか全 375店	販売設備	16,077	2,892	3,531 (45,133.79)	1,347	9,731	33,579	1,461 (1,775)
(株)レデイ薬局	南江戸店 (愛媛県松山 市)ほか全 252店	販売設備	8,629	1,142	4,571 (64,548.97)	1,184	4,666	20,195	1,078 (1,675)
(株)杏林堂薬局	志都呂店 (浜松市中央 区)ほか全 102店	販売設備	18,345	2,649	869 (8,564.83)	3,333	3,525	28,722	1,584 (3,348)
(株)杏林堂グ ループ・ホー ルディングス	本社 (浜松市中央 区)	会社統括施設	347	—	952 (19,102.32)	—	5	1,305	— (—)
(株)ドラッグイ レブン	大野城川久 保店 (大野城市) ほか全192店	販売設備	5,468	1,179	1,833 (76,458.21)	7,778	2,703	18,962	791 (1,330)

- (注) 1. 帳簿価額は、各国内子会社の個別財務諸表の数値を記載しております。
2. 帳簿価額の「その他」は、機械装置及び運搬具、ソフトウェア及び差入保証金であり、建設仮勘定を含んでおりません。
3. 従業員数には、嘱託を含んでおります。
4. パートタイマー（1日8時間換算）は、期末人員を従業員数欄に（ ）内に外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、物販事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

(1) 重要な設備の新設

提出会社

該当事項はありません。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手および完了予定年月		増加予定 面積(m ²)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)ツルハ	北6条店他 57店舗	店舗	11,964	2,973	自己資金	2024年11月	2026年2月	53,924
(株)くすりの福太郎	東大和田店他 9店舗	店舗	997	119	自己資金	2024年11月	2026年1月	3,769
(株)ツルハグループド ラッグ&ファーマ シー西日本	古志原5丁目 店他23店舗	店舗	5,574	1,401	自己資金	2024年11月	2026年2月	20,218
(株)レデイ薬局	福成店他 10店舗	店舗	1,898	209	自己資金	2025年1月	2026年2月	9,686
(株)杏林堂薬局	新大平台店他 2店舗	店舗	645	38	自己資金	2025年4月	2026年1月	1,524
(株)ドラッグイレブン	城間店他 13店舗	店舗	2,103	670	自己資金	2024年12月	2025年12月	13,451

(注) 投資予定額には、差入保証金を含めております。

(2) 重要な設備の改装

提出会社

該当事項はありません。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	
(株)ツルハ	合計96店舗	店舗	2,659	—	自己資金
(株)くすりの福太郎	合計7店舗	店舗	210	—	自己資金
(株)ツルハグループドラッグ& ファーマシー西日本	合計25店舗	店舗	946	—	自己資金
(株)レデイ薬局	合計22店舗	店舗	241	—	自己資金
(株)杏林堂薬局	合計3店舗	店舗	839	—	自己資金
(株)ドラッグイレブン	合計6店舗	店舗	349	—	自己資金

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	152,000,000
計	152,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） （2025年2月28日現在）	提出日現在発行数（株） （2025年5月26日現在）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	49,557,068	49,567,668	東京証券取引所 プライム市場	単元株式 数100株
計	49,557,068	49,567,668	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 発行済株式のうち106,600株は、譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権合計1,225百万円を出資の目的とする現物出資により発行したものです。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行回次	①2008年新株予約権
決議年月日	2008年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役 4 当社子会社取締役 10 当社執行役員 5 当社子会社執行役員 1
新株予約権の数(個) ※	44
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2008年9月26日 至 2028年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,417 資本組入額 709
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2027年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2027年9月26日から2028年9月25日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 3

※当事業年度の末日(2025年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	②2009年新株予約権
決議年月日	2009年9月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）8 当社監査役 4 当社子会社取締役 15 当社子会社監査役 1 当社子会社執行役員 2
新株予約権の数（個） ※	48
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 9,600 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2009年9月26日 至 2029年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,595 資本組入額 798
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2028年9月25日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2028年9月26日から2029年9月25日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	③2010年新株予約権
決議年月日	2010年9月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 7 当社監査役 3 当社子会社取締役 15
新株予約権の数（個） ※	53
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 10,600 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2010年9月28日 至 2030年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,427 資本組入額 714
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2029年9月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2029年9月28日から2030年9月27日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	④2011年新株予約権
決議年月日	2011年9月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 7 当社監査役 3 当社子会社取締役 15
新株予約権の数（個） ※	71
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 14,200 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2011年9月28日 至 2031年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 1,717 資本組入額 859
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2030年9月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2030年9月28日から2031年9月27日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	⑤2012年新株予約権
決議年月日	2012年9月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）7 当社監査役 3 当社子会社取締役 15
新株予約権の数（個） ※	68
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 13,600 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年9月28日 至 2032年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 2,490 資本組入額 1,245
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2031年9月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2031年9月28日から2032年9月27日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	⑥2013年新株予約権
決議年月日	2013年9月3日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）8 当社監査役 5 当社子会社取締役 14
新株予約権の数（個） ※	33
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 6,600 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年9月28日 至 2033年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 3,707 資本組入額 1,854
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2032年9月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2032年9月28日から2033年9月27日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	⑦2014年新株予約権
決議年月日	2014年9月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）8 当社監査役 4 当社子会社取締役 15
新株予約権の数（個） ※	32
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 6,400 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年9月28日 至 2034年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 5,295 資本組入額 2,648
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2033年9月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2033年9月28日から2034年9月27日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	⑧2015年新株予約権
決議年月日	2015年9月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 7 当社監査役 5 当社子会社取締役 11
新株予約権の数（個） ※	20
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 4,000 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年9月29日 至 2035年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 9,277 資本組入額 4,639
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2034年9月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2034年9月29日から2035年9月28日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	⑨2016年新株予約権
決議年月日	2016年9月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 8 当社監査役 5 当社子会社取締役 15
新株予約権の数（個） ※	22
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 4,400 （注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	1
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年9月27日 至 2036年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 10,280 資本組入額 5,140
新株予約権の行使の条件 ※	(1) 新株予約権者は当社若しくは当社の子会社それぞれにおいて、取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から本新株予約権を行使することができる。 (2) 上記(1)に従い本新株予約権を行使する場合、新株予約権者は権利行使開始日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、新株予約権者は、以下のア)又はイ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り本新株予約権を行使することができる。 ア) 新株予約権者が2035年9月26日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 2035年9月27日から2036年9月26日まで イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間 (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

発行回次	⑩第11回新株予約権
決議年月日	2022年9月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 61 当社子会社執行役員および当社従業員 4,214
新株予約権の数（個） ※	4,758 [4,652]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 475,800 [465,200] （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	8,170
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年9月29日 至 2026年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 9,486 資本組入額 4,743
新株予約権の行使の条件 ※	(1) ㈱ツルハホールディングス、その子会社およびその関連会社（連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に定める子会社および関連会社をいう。）の役員（監査役を含む。）および使用人のいずれの地位をも喪失した場合、いずれの地位をも喪失した時点で本新株予約権は行使することができなくなり、当該時点において未行使の本新株予約権全部を放棄する。 (2) 1個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできない。 (3) その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）3

※当事業年度の末日（2025年2月28日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年4月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は200株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

なお、新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次の通りとする。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

4. 2014年4月2日開催の取締役会決議により、2014年5月16日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより当株式分割以前に付与を決議した新株予約権（①～⑥）は、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年9月25日 (注) 2	14,900	49,418,368	105	11,206	105	44,490
2020年5月16日 ～2021年5月15日 (注) 1	126,000	49,423,768	855	11,251	855	44,534
2021年10月4日 (注) 3	9,200	49,433,268	63	11,316	63	44,600
2021年5月16日 ～2022年5月15日 (注) 1	7,000	49,439,968	7	11,322	7	44,606
2022年9月28日 (注) 4	17,000	49,469,068	65	11,404	65	44,688
2022年5月16日 ～2023年5月15日 (注) 1	31,500	49,488,468	45	11,433	45	44,717
2023年9月27日 (注) 5	15,000	49,503,468	80	11,513	80	44,797
2023年5月16日 ～2024年5月15日 (注) 1	14,800	49,518,268	21	11,535	21	44,818
2024年10月4日 (注) 6	9,500	49,527,768	42	11,577	42	44,860
2024年5月16日 ～2025年2月28日 (注) 1	29,300	49,557,068	49	11,626	49	44,909

- (注) 1. 新株予約権行使による増加であります。
2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価額 14,160円
資本組入額 7,080円
割当先 当社取締役 6名
当社監査役 3名
当社子会社の取締役 28名

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価額 13,840円
資本組入額 6,920円
割当先 当社取締役 5名
当社執行役員 7名
当社子会社の取締役 10名
4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価額 7,690円
資本組入額 3,845円
割当先 当社取締役 5名
当社執行役員 9名
当社子会社の取締役 7名
5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価額 10,700円
資本組入額 5,350円
割当先 当社取締役 5名
当社監査役 10名
当社子会社の取締役 6名
6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。
発行価額 8,883円
資本組入額 4,441円5銭
割当先 当社取締役 4名
当社執行役員 9名
当社子会社の取締役 4名
7. 2025年3月1日から2025年4月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が10,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ49百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	38	29	244	293	27	23,117	23,748	－
所有株式数（単元）	－	88,761	47,577	104,494	136,857	52	117,467	495,208	36,268
所有株式数の割合（％）	－	17.92	9.61	21.10	27.64	0.01	23.72	100.00	－

（注）自己株式890,955株は「個人その他」に8,909単元及び「単元未満株式の状況」に55株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
イオン株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5－1	9,675	19.88
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イ ンターシティAIR	6,109	12.55
CEP LUX-ORBIS SI CAV（常任代理人 シティバン ク、エヌ・エイ東京支店 カスト ディ業務部）	31 Z. A. BOURMICH T, L-8070 BERTRANG E, LUXEMBOURG（東京都新 宿区新宿6丁目27番30号）	2,576	5.29
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	1,947	4.00
株式会社日本カストディ銀行（信託 口）	東京都中央区晴海1丁目8－12	1,521	3.13
鶴羽 樹	札幌市厚別区	1,413	2.90
鶴羽 弘子	札幌市北区	1,371	2.82
STATE STREET BAN K AND TRUST COMP ANY 505001（常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営業 部）	ONE CONGRESS STREE T, SUITE 1, BOSTO N, MASSACHUSETTS （東京都港区港南2丁目15－1 品川 インターシティA棟）	1,137	2.34
鶴羽 暁子	東京都千代田区	1,043	2.14
野村證券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋1丁目13－1	980	2.01
計	—	27,777	57.08

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）及び(株)日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数は、全て信託業務に係るものです。
2. 2024年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、メイワー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（Mawer Investment Management Ltd.）が2024年11月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
メイワー・インベストメン ト・マネジメント・リミ テッド（Mawer Investment Management Ltd.）	カナダ、アルバータ州、カルガ リー、テンス・アベニュー・エス・ ダブリュー517、スイート600（517 10th Avenue S.W., Suite 600, Calgary, Alberta T2R 0A8 Canada）	2,098,499	4.23

3. 2025年3月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（Orbis Investment Management Limited）が2025年2月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
オービス・インベストメン ト・マネジメント・リミ テッド (Orbis Investment Management Limited)	バミューダHM11ハミルトン、フロン ト・ストリート25、オービス・ハウ ス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)	4,549,738	9.18

4. 2025年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社およびその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)、野村アセットマネジメント株式会社が2025年2月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,425,746	6.91
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	40,175	0.08
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	1,307,400	2.64

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 890,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 48,629,900	486,299	—
単元未満株式	普通株式 36,268	—	—
発行済株式総数	49,557,068	—	—
総株主の議決権	—	486,299	—

② 【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
(自己保有株式) (株)ツルハホール ディングス	札幌市東区北24条 東20丁目1-21	890,900	—	890,900	1.80
計	—	890,900	—	890,900	1.80

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	4,158	1
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (一)	—	—	—	—
保有自己株式数	890,955	—	890,955	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開を勘案しながら、株主利益重視の見地から安定した配当を行うことを基本方針とし、さらに配当性向を考慮した利益配分を実施してまいりたいと考えております。

この方針に基づき、配当は第2四半期末及び事業年度末の年2回としております。

当期における第2四半期末の利益配当につきましては、計画通り1株につき155円の配当を実施いたしました。期末におきましては、当期業績をふまえて1株につき112円の配当を行うことを決定いたしました。これにより通期では267円の配当となり、配当性向は75.5%となります。次期（2026年2月期）の年間配当は、1株につき267円を予定しております。

また、次期におきましても第2四半期末日及び期末日を基準日として年2回の配当を実施することとしております。

内部留保資金につきましては、店舗の新設及び増床・改装に伴う設備投資やM&Aも含めた成長など、将来の企業価値を高めるための投資に向けて、備えていく方針であります。

当社は、「取締役会決議の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年12月19日 取締役会決議	7,543	155.00
2025年4月11日 取締役会決議	5,450	112.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、会社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための根幹をなすものと考えております。その実現のためには、当社グループの全役員、従業員が経営理念、経営目的を理解して上場企業としての社会的な役割を認識するとともに、各ステークホルダーと良好な関係を保ち、地域密着化をより向上させて誰からも支持される企業を目指します。

② 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会、監査等委員会および任意の機関として指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会は、監査等委員を除く取締役6名と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の9名で構成されており、法令、定款および社内規程に定める取締役会決議事項の決定および職務執行状況の監督等をしております。定例取締役会を月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、取締役会においては、企業経営および事業戦略、M&A、グループ会社に対する経営指導、決算財務関連、ガバナンス、リスクマネジメント、サステナビリティ、その他の事項について検討しております。

●取締役会（開催回数10回）出席回数および出席率

区分	氏名	出席回数	出席率
代表取締役社長	鶴羽 順	10回	100%
取締役	村上 正一	10回	100%
取締役	八幡 政浩	10回	100%
取締役	遠山 和登	7回	100%
独立社外取締役	田中 若菜	10回	100%
独立社外取締役	奥野 宏	10回	100%
取締役（監査等委員）	大船 正博	10回	100%
独立社外取締役（監査等委員）	佐藤 はるみ	10回	100%
独立社外取締役（監査等委員）	岡崎 拓也	10回	100%
独立社外取締役（監査等委員）	浅田 龍一	7回	100%

※遠山和登氏と浅田龍一氏の出席状況は、取締役就任後の出席状況を記載しております。

※大船正博氏は5月26日開催の第63回定時株主総会にて、取締役（監査等委員）を退任しております。

また、当社は、執行役員制度を導入し、企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能および責任を明確にすることにより、ガバナンス機能を強化しております。なお、取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としております。構成員は、「(2)役員の状況①役員一覧」に記載しております。

監査等委員会は、監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っており、月1回開催される監査等委員会において、監査実施内容の共有化等を図っております。また、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。構成員は、「(2)役員の状況①役員一覧」に記載しております。

a. 目的

h. 構成メンバー

●指名・報酬委員会（開催回数13回）出席回数および出席率

区分	氏名	出席回数	出席率
独立社外取締役（監査等委員）	岡崎 拓也	13回	100%
代表取締役社長	鶴羽 順	13回	100%
取締役	八幡 政浩	13回	100%
独立社外取締役（監査等委員）	佐藤 はるみ	13回	100%
独立社外取締役（監査等委員）	浅田 龍一	8回	100%

当社の業務執行および経営の監督等の仕組みを図で示すと次のとおりです。

The diagram illustrates the corporate governance structure. At the apex is the **株主総会** (Shareholders' Meeting). Below it are several key committees and executive bodies:

- 取締役会** (Board of Directors) and **代表取締役社長** (Representative Director/President)
- グループ執行会議** (Group Executive Meeting)
- 各業務執行部門・各グループ会社** (Various Business Execution Departments / Various Group Companies)
- 監査等委員会** (Audit Committee)
- グループリスク管理委員会** (Group Risk Management Committee)
- 内部統制委員会** (Internal Control Committee)
- コンプライアンス統括G** (Compliance Management G)
- 監査室** (Audit Room)
- 会計監査人** (Accounting Auditor)
- 指名・報酬委員会** (Nomination and Remuneration Committee)
- 弁護士・法律事務所** (Lawyer/Legal Firm)

Arrows indicate the flow of information and authority: solid blue arrows for reports (報告), orange arrows for supervision (監督), yellow dashed arrows for advice (助言), and grey arrows for nomination/resignation (選任・解任).

当社は、機動的な経営を実現するため、経営と業務執行を分離する体制を採用しております。この体制により迅速な意思決定と業務執行を実現しております。取締役会における意思決定および各取締役の業務執行の監督のため社外取締役を5名選任し、モニタリングを強化しております。当該役員が連携を図り、様々な視点からの意見を取締役会へ入れ、各取締役にアドバイスすることにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、その有効性をより高める体制としております。

③企業統治に関するその他の事項

(i) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備状況は次のとおりです。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務権限の範囲を明確にした「職務権限規程」及び「分掌業務と権限」を制定し、職務の遂行が法令および定款に適合する体制を確立する。
 - (2) 「コンプライアンス規程」を制定し、法令（行政上の通達・指針等を含む。）、社内規則および企業倫理の遵守体制を確立する。
 - (3) 「内部通報規程」を制定し、職制に沿った伝達経路とは別に業務執行部門から独立した通報体制を整備するとともに、必要に応じて通報内容が取締役に適切に伝達される体制を確立する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録を含めた取締役の業務執行に係る文書について過年度を含め、適切に保存および必要に応じて迅速な閲覧が可能な管理を行い、取締役に対し常に必要な情報が得られる体制を確立する。
3. 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社および当社子会社を取り巻くリスクを以下の項目で分類し、これに対応するための「リスク・マネジメント規程」を制定しリスクを早期に捉え、かつ迅速に対応するための体制を確立する。
 - (1) 物に関するリスク（会社の資産等）
 - (2) 人に関するリスク（経営者、従業員）
 - (3) 経営に関するリスク
 - (4) 情報に関するリスク
 - (5) その他法令違反に関するリスク
4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社および当社子会社内の組織の役割および職位に応じた権限を明確化した「職務権限規程」及び「分掌業務と権限」を制定し、職務遂行の効率的な運営を図るとともに責任体制を確立する。
 - (2) 「取締役会規程」を制定し、当社および当社子会社の取締役が経営の意思決定を迅速に行う体制を確立する。
 - (3) 「グループ執行会議規程」を制定し、当社および当社子会社の取締役が経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項を円滑に伝達される体制を確立する。
5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の「内部統制システム構築の基本方針」を適用し、当社および当社子会社からなる企業集団の内部統制システムの構築を行う。
 - (2) 「グループ執行会議規程」を制定し、当社および当社子会社の役員および部長、室長が経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項が円滑に伝達される体制を確立する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当社の監査等委員会が職務を補助すべき使用人を必要とした場合に関して、次の内容を含む社内規程を制定し適切に運用するものとする。
 - (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての採用、異動、人事考課、給与および懲戒について監査等委員会の承認を得るものとする。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指示により業務執行を行うこととし、執行役員および社員からの独立性を確保する。
7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社の監査等委員会が職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関して、次の内容を含む社内規程を制定し適切に運用するものとする。
 - (1) 監査等委員会に属するもの及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の職務を補助するものとし、監査等委員会の指示に従う。

8.その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われる体制整備のため、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、重要と思われる会議に参加し、必要な情報を収集する。また当社および当社子会社は監査委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人の会議の参加を保障するものとする。
- (2) 監査委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査業務上必要と判断したとき弁護士、公認会計士、税理士等の社外の専門家から助言を受けることが出来る。また当社および当社子会社は監査委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人の弁護士、公認会計士、税理士等の社外の専門家から助言を受ける機会を保障するものとする。
- (3) 業務執行取締役は監査等委員と定期的に会合を持ち、経営に係る重要課題等について意見交換を行うものとする。

9.当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

当社の執行役員及び社員または当社子会社の執行役員及び社員の監査等委員会および監査等委員、監査等委員会の職務を補助すべき使用人への報告に対する体制整備のため、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用するものとする。

- (1) 経営上の業務執行状況及び財務状況について定期的に報告を行うものとする。
- (2) 内部監査部門は監査内容について定期的に報告を行うものとする。
- (3) 内部通報担当部門は受領した通報内容について定期的に報告を行うものとする。
- (4) 経営上のリスク等、会社に著しく損害をおよぼす恐れがある事象及び経営に係る重大な事項が検出された場合は、速やかに報告するものとする。
- (5) 取締役の職務執行に関して不正行為及び法令、定款に違反する重大な事象が検出された場合は、速やかに報告するものとする。
- (6) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- (7) 監査等委員会、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対し報告を行った者が、いかなる不利益も受けない体制を確保する。

10. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項。

監査等委員、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務の執行について生ずる費用の処理について、次の内容を含む社内規程を制定し、適切に運用するものとする。

- (1) 監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査業務上必要と判断したとき弁護士、公認会計士、税理士等の社外の専門家から助言、又は監査上の諸費用が発生した場合、会社は当該費用を負担する。
- (2) 前号の内容が、着手金等の前払い、および事後的に発生した費用の償還についても同様とする。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制委員会」を設置し、金融商品取引法およびその他関係法令が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。

12. 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれ勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(ii) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制の整備状況につきましては、上記「(i) 内部統制システムの整備の状況3. 当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制」に記載のとおりです。

(iii) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況につきましては、上記「(i) 内部統制システムの整備の状況5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりです。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および会計監査人の損害賠償責任に関して、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額を上限としております。

(v) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は当社および連結子会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などを補償することとしております。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。

(vi) 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）を7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

(vii) 取締役の選任および解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(viii) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

1) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、会社の機動性を確保するため、市場取引等による自己株式の取得につき取締役会の決議によりこれを行うことができる旨定款に定めております。

2) 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨、定款に定めております。

3) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(ix) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

（２）【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 2名 （役員のうち女性の比率 22.2％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	鶴羽 順	1974年 5 月21日生	1998年 4 月 (株)ツルハ入社 2011年 5 月 同社取締役執行役員 同社北海道店舗運営本部長 当社執行役員 2011年12月 Tsuruha (Thailand) Co.Ltd取締役 2014年 8 月 当社取締役専務執行役員・グループ 店舗運営部門担当 (株)ツルハ代表取締役社長 同社社長執行役員 2018年 8 月 当社代表取締役専務兼専務執行役員 営業統括、グループ店舗運営部門担 当 2019年 7 月 Tsuruha (Thailand) Co.Ltd取締役副 会長 2020年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 当社社長執行役員 2020年 8 月 (株)ツルハ代表取締役副会長 2021年 7 月 Tsuruha (Thailand) Co.Ltd取締役会 長（現任） 2024年 8 月 (株)ツルハ取締役会長（現任）	(注) 3	123
取締役	村上 正一	1967年 5 月24日生	1992年11月 (有)ウェルネス湖北（現(株)ツルハグ ループドラッグ&ファーマシー西日 本）入社 2002年 4 月 同社取締役 2006年 4 月 同社常務取締役 2009年 6 月 同社代表取締役社長兼社長執行役員 当社執行役員・(株)ウェルネス湖北 （現(株)ツルハグループドラッグ& ファーマシー西日本）担当 2015年 8 月 (株)ツルハグループドラッグ&ファ ーマシー西日本代表取締役社長（現 任） 2019年 8 月 当社取締役（現任） 当社執行役員・(株)ツルハグループド ラッグ&ファーマシー西日本担当 （現任）	(注) 3	4
取締役	八幡 政浩	1968年 9 月12日生	1991年 4 月 (株)ツルハ入社 2008年12月 同社北東北店舗運営部次長 2009年 8 月 同社東北第一店舗運営部長 2014年 4 月 同社東北店舗運営本部長 2014年 8 月 同社北海道店舗運営本部長 2018年 5 月 同社執行役員北海道店舗運営本部長 2020年 8 月 当社取締役（現任） 当社執行役員・(株)ツルハ担当（現任） (株)ツルハ代表取締役社長（現任）	(注) 3	6
取締役	遠山 和登	1964年 3 月 6 日生	1982年 3 月 株式会社ツルハ入社 1998年 3 月 同社店舗開発室第一店舗開発部長 2008年 8 月 同社執行役員店舗開発本部長 兼第一店舗開発部長 2014年 8 月 当社執行役員グループ店舗開発部門担 当 （現任） 2020年 5 月 株式会社ツルハ執行役員店舗開発本部長 2023年 8 月 同社取締役常務執行役員店舗開発本部長 （現任） 2024年 8 月 当社取締役執行役員グループ店舗開発部 門担当（現任）	(注) 3	6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	田中 若菜 (注)1	1975年1月7日生	1997年7月 アーサー・D・リトル（ジャパン）株式会社 2003年7月 日本ロレアル株式会社 2011年5月 ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社 2012年3月 衆議院東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 2012年11月 グラクソ・スミスクライン・ジャパン株式会社 社長室経営戦略部 2013年5月 同社 社長室経営戦略部変革推進室室長 2014年11月 グーグル合同会社 2021年10月 同社 ディレクター（執行役員） 2023年3月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表（現任） 2023年8月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	-
取締役	奥野 宏 (注)1	1963年3月6日生	1989年1月 野村ローゼンバーグ・アセット・マネジメント、日本トレーダー株式会社ポートフォリオトレーディング ポートフォリオエンジニアリング 1993年4月 スミスバーニー株式会社 日本国際円株式セールス担当バイスプレジデント 1997年10月 ソロモンズスミスバーニー株式会社国際円株式デリバティブセールス担当バイスプレジデント 1998年4月 ロバートソンスティープンス株式会社日本グローバル株式セールス担当バイスプレジデント 1998年9月 メリルリンチ日本証券ディレクターグローバルテクスペシャリスト円株式セールス担当 2003年9月 メリルリンチ・アジア・パシフィック・リミテッド、香港ディレクター環太平洋テク・スペシャリスト・セールス、アジア株式セールス 2005年9月 バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ ディレクター 国際マルチプロダクト、円株式セールス担当 2011年6月 ジェフリーズジャパンリミテッド、ジェフリーズグループマネージングディレクター 2022年10月 KTSS 株式会社創設者マネージングパートナー（現任） 2023年8月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	佐藤 はるみ (注)1	1955年 2月26日生	1977年 4月 (財)日本エネルギー経済研究所入所 1990年 9月 (株)ダゲレオ出版勤務 1998年 4月 朝賀伸也税理士事務所勤務 2001年 5月 佐藤はるみ税理士事務所 代表 2018年12月 アンカー税理士法人 札幌事務所 所長 (現任) 2019年 8月 当社取締役 2021年 8月 当社取締役監査等委員 (現任)	(注) 4	0
取締役 (監査等委員)	岡崎 拓也 (注)1	1977年 9月12日	2003年10月 司法研修所卒業 田中敏滋法律事務所入所 2011年 7月 岡崎拓也法律事務所代表 (現任) 2013年11月 (株)ホクリヨウ社外監査役 (現任) 2016年 6月 フルテック(株)社外取締役監査等委員 (現任) 2021年 8月 当社取締役監査等委員 (現任)	(注) 4	-
取締役 (監査等委員)	浅田 龍一 (注)1	1960年 5月17日生	1983年 4月 (株)伊勢丹入社 2013年 4月 同社執行役員地域店舗事業部商品統 括部長 2015年 4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス執行 役員 (株)新潟三越伊勢丹 代表取締役社長 2019年 4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス 常 務執行役員 2019年 6月 (株)ジェイアール西日本伊勢丹 代表 取締役社長 2023年 7月 (株)ITOI文化生活研究所顧問 (現任) 2024年 2月 (株)トップカルチャー アドバイザー (現任) 2024年 8月 当社取締役監査等委員 (現任)	(注) 5	-
					141

(注) 1. 取締役田中若菜、奥野宏、佐藤はるみ、岡崎拓也、および浅田龍一は社外取締役であります。
2. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は13名で、以下のとおりの構成となっております。

執行役員	(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本担当	村上 正一
執行役員	(株)ツルハ担当	八幡 政浩
執行役員	グループ店舗開発部門担当	遠山 和登
執行役員	グループ経営戦略部門担当兼グループ情報システム部門担当	小橋 義浩
執行役員	(株)杏林堂薬局担当	小河路直孝
執行役員	グループ商品部門担当	有馬 康幸
執行役員	(株)ドラッグイレブン担当	半澤 剛
執行役員	グループ調剤運営部門担当	野村 和彦
執行役員	(株)くすりの福太郎担当	春田 康行
執行役員	グループ能力開発部門担当	木根 崇臣
執行役員	グループ人事総務部門担当	尾島 徳仁
執行役員	グループ財務経理部門担当	三宅隆太郎
執行役員	(株)レディ薬局担当	藤田 和郎

3. 2025年 5月26日開催の定時株主総会の終結の時から 1年間であります。
4. 2025年 5月26日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間であります。
5. 2024年 8月 9日開催の定時株主総会の終結の時から 2年間であります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は 5 名（うち監査等委員である社外取締役は 3 名）であります。

社外取締役 田中若菜は、リンクトイン・ジャパンの日本代表であります。当社グループと同社との間には特別の取引関係はなく、独立性が高く確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定し東京証券取引所に届け出ております。

社外取締役 奥野宏は、KTSS株式会社のマネージングパートナーであります。当社グループと同社との間には特別の取引関係はなく、独立性が高く確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定し東京証券取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役 佐藤はるみはアンカー税理士法人札幌事務所所長であり、当社株式を700株保有しております。当社グループと同氏の間には特別の取引関係はなく、独立性が高く確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、選任かつ独立役員に指定し東京証券取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役 岡崎拓也は岡崎拓也法律事務所代表であります。当社グループと同社との間には特別の取引関係はなく、独立性が高く確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定し東京証券取引所に届け出ております。

監査等委員である社外取締役 浅田龍一は株式会社IT01文化生活研究所顧問、株式会社トップカルチャーのアドバイザーであります。当社グループと両社との間には特別の取引関係はなく、独立性が高く確保されていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、選任かつ独立役員に指定し東京証券取引所に届け出ております。

当社の監査等委員である社外取締役との間に上記以外の特別な利害関係はありません。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会において意見を述べ、専門的見地から経営上有用な助言を行っております。また、当社の内部監査組織として社長直属の監査室を設置しており、当社グループ内の店舗、本部の日常業務が社内規程および業務マニュアルに従って実施されているかを確認しております。その結果は社長に報告する体制となっております。監査は計画的に行われるとともに、重要テーマについては監査等委員である社外取締役との共同監査を実施するとともに、コンプライアンス統括グループを含む定期的な監査会議を行い、連携を密にしております。

監査等委員である社外取締役は取締役会および監査等委員会に出席し意見を述べ、また、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、各店舗や子会社の業務および財産の状況を実地に調査するなど、取締役の業務執行について適法性、妥当性の観点から監査を行っております。その他内部監査部門および会計監査人との定期的な情報交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会の監査の状況

当社の監査等委員は、3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員は取締役会の他、毎月開催される、グループ執行会議および経営会議等へ必要に応じて出席し、取締役（監査等委員を除く）の業務執行状況を適切に監査しております。また、監査室、コンプライアンス統括グループとも連携し、情報共有を図っております。

社外取締役の1名は税理士の資格を有しており、税務に関する相当の知見を有しております。

●監査等委員会（開催回数11回）出席回数及び出席率

区 分	氏 名	出席回数	出席率
常勤監査等委員	大船 正博	11回	100%
監査等委員（社外）	佐藤 はるみ	11回	100%
監査等委員（社外）	岡崎 拓也	11回	100%
監査等委員（社外）	浅田 龍一	7回	100%

注）浅田龍一氏は就任後の出席回数であります。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、内部統制の整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等の検討であります。

また、監査等委員の活動として、本社や各事業会社への往査、重要書類の閲覧・調査等の業務監査を通じて内部管理体制を検証するとともに、取締役会、監査等委員会での意見の表明及び取締役会への出席等により取締役の職務執行の適法性と妥当性に関する監査を行っております。その他内部監査部門及び会計監査人との定期的な情報交換を行っております。

②内部監査の状況

当社における内部監査は、12名体制の監査室が内部監査規程に基づき、本部及び各店舗ならびに各事業会社の業務監査を実施し、適正な業務が行われるよう指導しております。また、監査等委員会及び会計監査人とも連携を密にして情報交換を行っております。

また内部監査の実効性を確保するため、内部監査の結果については、代表取締役社長のみならず、監査等委員会に対しても、直接報告を行う体制を構築・運用しております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 轟 一成

指定有限責任社員 業務執行社員 相澤 陽介

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士48名、会計士試験合格者等22名、その他46名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際し、会計監査人としての独立性及び専門性の有無、品質管理体制等を総合的に勘案し、判断します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等について評価し、有限責任監査法人 トーマツが会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

- 第62期（連結・個別） 有限責任 あずさ監査法人
- 第63期（連結・個別） 有限責任監査法人トーマツ

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

- ①選任する監査公認会計士等の名称
有限責任監査法人トーマツ
- ②退任する監査公認会計士等の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年8月9日（第62回定時株主総会開催日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年8月10日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2024年8月9日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査継続年数等を考慮し、当社の経営環境等を踏まえて総合的に検討した結果、有限責任監査法人トーマツの監査実績、専門性、独立性、監査の実施体制、品質、管理体制等を考慮し、新たに同監査法人を会計監査人として選任いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

- ①退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
- ②監査等委員会の意見
妥当であると判断しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	60	14	136	—
連結子会社	38	—	48	—
計	98	14	184	—

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス支援業務等であります。

（当連結会計年度）

当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬につきましては、74百万円の追加報酬の額を含んでおります。

上記以外に、前任監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、前連結会計年度の監査に係る追加報酬及び後任監査人への監査業務引継ぎに係る報酬として24百万円、金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る監査業務に対する報酬等として199百万円あります。

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）
該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。
- e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬について経営理念を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針とし、それぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- 1) 「お客さまの生活に豊かさと余裕を提供する」企業理念を促すものであること
- 2) 優秀な経営陣の参画と活躍を支える金額水準と設計であること
- 3) 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること
- 4) 会社業績との連動性を持つとともに、短期志向への偏重を抑制する仕組みが組み込まれているものであること
- 5) 株主や従業員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から、透明性、公平性および合理性を備えた設計であり、かつこれを担保する適切なプロセスを経て決定されること

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動賞与および譲渡制限付株式報酬で構成されています。取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部機関の客観的な報酬調査データ等を活用の上、同業・同規模（売上高・時価総額・連結営業利益等で選定）他業種の企業の役員報酬水準を参考に、毎年検証を行います。

取締役の報酬は、①基本報酬としての役位（職位）に応じた「固定報酬」（金銭報酬）、②事業年度ごとの業績と個人の評価等に基づく「賞与」（金銭報酬）及び③役位（職位）に応じた「株式報酬」（譲渡制限付株式報酬）とし、職責が大きく異なる監査等委員である取締役、社外取締役とそれ以外の取締役で異なる構成比としております。

監査等委員である取締役、社外取締役を除く取締役の報酬構成については、経営方針を実現するための重要なインセンティブとして機能することを意識し、基本報酬、賞与及び株式報酬の比率を設定します。

具体的には、基本報酬：賞与：株式報酬＝35％：50％：15％としております。

なお、「株式報酬」は、当社株式を交付することとします。

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）の報酬構成の概要

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬構成
基本報酬	役位別基準額をもとに各人ごとに定める	毎月現金	35%
賞与	単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定後、個人別支給額を算出	年1回現金	50%
株式報酬	株価と役位基準をベースに当社における各割当対象者の貢献度及び職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、各取締役別の付与株数を決定	年1回株式	15%

（賞与）

業績連動報酬としての賞与は単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の連結業績指標等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出します。賞与の算定に関わる指標は利益成長の達成度を重視する視点から連結業績の「営業利益及び当期純利益」と個人別のミッション達成度により設定します。なお、支払は年1回社内での決裁手続きを経て、定時株主総会終了後に支給します。

（株式報酬）※譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、株価と役位基準により出された各取締役別の付与株数をベースに、当社における各割当対象者の職責等諸般の事項を総合的に勘案の上、付与株式数を決定します。

割当て時期については、定時株主総会終了後の6月開催の取締役会において決定します。

当社の取締役に割当てる譲渡制限付株式は事前交付型です。

監査等委員である取締役および社外取締役には業務執行から独立していることを踏まえ、基本報酬のみを支給しております。

監査等委員である取締役、社外取締役の報酬構成の概要

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬構成	
			監査等委員である取締役	社外取締役
基本報酬	各人ごとに定める	毎月現金	100%	100%

監査等委員である取締役以外の取締役の個人別報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内

容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の支給基準に基づく賞与の配分額とします。なお、株式報酬については個人別の割当株式数を取締役会において決議します。

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、社外の有識者を交えた役員報酬の協議機関である指名・報酬委員会にて同業他社や同規模他社の動向や企業経営のための必要性等の提言を踏まえ審議し、人事部にて各人別の報酬を立案の上、管理部門担当役員が社長と十分協議を行います。

※指名・報酬委員会の報酬部分の審議事項

- ・株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- ・取締役（執行役員、グループ経営陣幹部を含む）の個人別の報酬等の決定方針
- ・取締役（執行役員、グループ経営陣幹部を含む）の個人別の報酬等の内容の原案

監査等委員である取締役の個人別報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、報酬委員会からの提案に基づき、監査等委員である取締役の協議により決定します。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬と賞与とで構成されている金銭報酬としての報酬限度額は、2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）人数は6名（うち社外取締役1名）であります。また、2008年8月12日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。

また2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権に関する報酬額として年額150百万円以内とすることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年8月10日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と定めることをご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の人数は3名であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	163	59	84	19	-	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	30	30	-	-	-	1
社外役員	42	42	-	-	-	6

（注）1. 当社は使用人兼務取締役がおりませんので、取締役には使用人給与は支給しておりません。

2. 期末現在の人員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名（うち社外役員2名）、監査等委員である取締役4名（うち、社外役員3名）であります。

3. 取締役（監査等委員である取締役および社外役員除く）6名のうち3名に対し、連結子会社から120百万円の報酬等の支払いを行っております。

③報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）			
				固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式	左記のうち、 非金銭報酬等
鶴羽 順	112	取締役	提出会社	36	61	14	-

④使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資以外の目的である投資株式に区分しております。

② (株)ツルハにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である(株)ツルハについては以下のとおりです。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

i. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

業務提携、取引の維持・強化等事業活動を行う上で必要があると判断される場合に限り、上場株式を保有します。但し保有の意義が希薄と判断される政策保有株式については、順次売却し、縮減していくことを基本方針とします。

取締役会は、毎年個別の保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やコストが資本コストに見合っているかを検証し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施します。

ii. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	1	103
非上場株式以外の株式	4	29,723

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	1	3,856

iii. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注）1	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イオン(株)	270,000	270,000	イオングループを統括する小売業最大手の企業であり、資本業務提携にもとづき、業務提携等を維持するため保有継続しております。	有
	994	883		
ウエルシアホールディングス(株)	3,352,592	3,352,592	イオングループ傘下の中核ドラッグストア企業であり、資本業務提携にもとづき、業務提携等を維持するため保有継続しております。	有（注）2
	7,434	7,712		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由（注） 1	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)クスリのアオキ ホールディングス	4,860,000	4,860,000	P B商品供給、薬剤師への教育等を提供 する当社が属するハピコムグループの中 核企業であり、将来の業界の動向等を考 慮し、中長期的な関係を維持するため保 有しております。	有（注） 3
	15,172	14,400		
スギホールディング ス(株)	2,266,000	3,816,000	将来の業界動向を考慮し、業界及び同業 他社の情報収集のため保有しておりま す。	有
	6,121	9,131		

- （注） 1. 定量的な保有効果については記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。取締役会は、毎年個別の保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証しており、2025年2月28日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。
2. ウエルシアホールディングス(株)の子会社であるウエルシア薬局(株)が当社株式を保有しております。
3. (株)クスリのアオキホールディングスの子会社である(株)クスリのアオキが当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

i. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別銘柄の適否に関しては、必要に応じて当該投資先の財政・事業運営状況、当社との関係性等を踏まえて適宜検討しております

ii. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	1	30
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

iii. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社は、2024年8月9日開催の第62期定時株主総会において定款の一部変更が決議され、事業年度を3月1日から2月末日までに変更いたしました。その経過措置として、当連結会計年度及び当事業年度は、2024年5月16日から2025年2月28日までの9.5ヶ月間となっております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年5月16日から2025年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年5月16日から2025年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため以下のような特段の取組みを行っております。
会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報を取得するとともに、監査法人及び各種団体が主催する研修会等への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,688	92,739
売掛金	47,504	41,180
商品	147,076	149,090
原材料及び貯蔵品	97	104
その他	20,116	19,770
貸倒引当金	—	△73
流動資産合計	273,482	302,811
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	135,573	138,979
減価償却累計額	△52,135	△55,366
建物及び構築物（純額）	83,437	83,612
工具、器具及び備品	68,054	71,097
減価償却累計額	△51,471	△55,570
工具、器具及び備品（純額）	16,583	15,527
土地	15,797	16,011
リース資産	18,057	25,119
減価償却累計額	△4,590	△5,677
リース資産（純額）	13,466	19,442
建設仮勘定	2,335	3,348
その他	48	47
減価償却累計額	△48	△47
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	131,621	137,942
無形固定資産		
のれん	21,944	19,773
ソフトウェア	2,828	7,276
その他	4,564	1,245
無形固定資産合計	29,337	28,295
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 34,181	※1 31,942
繰延税金資産	6,458	6,632
退職給付に係る資産	—	209
差入保証金	70,215	71,076
その他	4,304	4,506
貸倒引当金	△49	△54
投資その他の資産合計	115,110	114,312
固定資産合計	276,069	280,550
資産合計	549,551	583,362

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (2025年 2 月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	114,143	139,398
短期借入金	—	5,000
1年内返済予定の長期借入金	7,200	4,950
未払金	19,415	10,517
リース債務	1,437	1,896
未払法人税等	8,794	6,396
契約負債	16,608	18,849
賞与引当金	6,766	6,672
役員賞与引当金	665	461
ポイント引当金	285	296
転貸損失引当金	166	—
店舗閉鎖損失引当金	—	745
その他	5,876	11,461
流動負債合計	181,362	206,646
固定負債		
長期借入金	25,075	27,925
リース債務	16,327	23,993
繰延税金負債	6,235	2,279
退職給付に係る負債	3,014	1,324
資産除去債務	7,270	7,554
転貸損失引当金	942	—
店舗閉鎖損失引当金	—	2,707
その他	4,025	4,553
固定負債合計	62,891	70,338
負債合計	244,254	276,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,535	11,626
資本剰余金	21,449	21,541
利益剰余金	229,535	232,706
自己株式	△5,314	△5,315
株主資本合計	257,205	260,558
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22,150	20,503
退職給付に係る調整累計額	207	175
その他の包括利益累計額合計	22,358	20,678
新株予約権	2,017	866
非支配株主持分	23,715	24,273
純資産合計	305,297	306,377
負債純資産合計	549,551	583,362

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
売上高	※1 1,027,462	※1 845,603
売上原価	715,185	588,063
売上総利益	312,276	257,540
販売費及び一般管理費		
従業員給料及び手当	95,348	79,042
従業員賞与	6,226	6,286
賞与引当金繰入額	6,766	6,672
役員賞与引当金繰入額	665	461
退職給付費用	1,321	1,088
地代家賃	54,517	43,199
転貸損失引当金繰入額	1,109	170
その他	99,168	82,721
販売費及び一般管理費合計	265,125	219,645
営業利益	47,151	37,894
営業外収益		
受取利息	118	88
受取配当金	279	245
補助金収入	385	256
備品受贈益	581	400
受取賃貸料	242	252
その他	723	539
営業外収益合計	2,330	1,784
営業外費用		
支払利息	1,553	1,451
その他	462	386
営業外費用合計	2,015	1,837
経常利益	47,466	37,840
特別利益		
固定資産売却益	※2 6	※2 48
新株予約権戻入益	—	1,165
投資有価証券売却益	3	3,830
退職給付制度終了益	—	278
特別利益合計	10	5,323
特別損失		
固定資産除却損	※3 146	※3 85
固定資産売却損	—	※4 3
減損損失	※5 8,970	※5 10,743
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	3,110
災害による損失	134	—
その他	—	840
特別損失合計	9,250	14,782
税金等調整前当期純利益	38,226	28,381
法人税、住民税及び事業税	15,095	13,236
法人税等調整額	△1,289	△3,469
法人税等合計	13,806	9,767
当期純利益	24,419	18,613
非支配株主に帰属する当期純利益	2,676	1,406
親会社株主に帰属する当期純利益	21,743	17,207

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
当期純利益	24,419	18,613
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,607	△1,639
退職給付に係る調整額	159	107
その他の包括利益合計	※1 2,766	※1 △1,532
包括利益	27,186	17,081
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	24,397	15,527
非支配株主に係る包括利益	2,789	1,553

③【連結株主資本等変動計算書】
前連結会計年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,433	29,486	221,256	△5,313	256,863
当期変動額					
新株の発行	101	101			202
剰余金の配当			△13,465		△13,465
親会社株主に帰属する当期純利益			21,743		21,743
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△8,137			△8,137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	101	△8,036	8,278	△0	342
当期末残高	11,535	21,449	229,535	△5,314	257,205

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	19,613	90	19,704	1,779	25,797	304,144
当期変動額						
新株の発行						202
剰余金の配当						△13,465
親会社株主に帰属する当期純利益						21,743
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減						△8,137
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,537	116	2,654	238	△2,082	810
当期変動額合計	2,537	116	2,654	238	△2,082	1,152
当期末残高	22,150	207	22,358	2,017	23,715	305,297

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,535	21,449	229,535	△5,314	257,205
当期変動額					
新株の発行	91	91			182
剰余金の配当			△14,035		△14,035
親会社株主に帰属する当期純利益			17,207		17,207
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	91	91	3,171	△1	3,352
当期末残高	11,626	21,541	232,706	△5,315	260,558

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	22,150	207	22,358	2,017	23,715	305,297
当期変動額						
新株の発行						182
剰余金の配当						△14,035
親会社株主に帰属する当期純利益						17,207
自己株式の取得						△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,647	△32	△1,679	△1,150	558	△2,272
当期変動額合計	△1,647	△32	△1,679	△1,150	558	1,080
当期末残高	20,503	175	20,678	866	24,273	306,377

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	38,226	28,381
減価償却費	13,841	13,207
減損損失	8,970	10,743
災害損失	134	—
のれん償却額	4,159	2,253
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10	78
賞与引当金の増減額 (△は減少)	538	△94
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△82	△203
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△18	△1,689
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△5	10
転貸損失引当金の増減額 (△は減少)	1,109	△1,109
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	—	3,453
受取利息及び受取配当金	△397	△334
補助金収入	△385	△256
受取保険金	△317	△44
支払利息	1,553	1,451
備品受贈益	△581	△400
固定資産除却損	146	85
固定資産売却損益 (△は益)	△6	△45
投資有価証券売却損益 (△は益)	△3	△3,830
新株予約権戻入益	—	△1,165
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,570	6,324
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△6,418	△2,021
仕入債務の増減額 (△は減少)	5,966	25,254
契約負債の増減額 (△は減少)	2,660	2,241
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△444	961
その他	3,092	△2,432
小計	68,153	80,816
利息及び配当金の受取額	283	252
補助金の受取額	385	256
保険金の受取額	317	44
利息の支払額	△1,547	△1,426
法人税等の支払額	△15,628	△15,300
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,964	64,643

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△0	△0
有形固定資産の取得による支出	△31,992	△20,110
有形固定資産の売却による収入	189	408
ソフトウェアの取得による支出	△3,388	△2,732
投資有価証券の取得による支出	△54	△141
投資有価証券の売却及び償還による収入	111	3,856
貸付けによる支出	△3	△1
貸付金の回収による収入	4	3
差入保証金の支出	△5,166	△4,073
差入保証金の返還	3,846	2,707
その他	384	370
投資活動によるキャッシュ・フロー	△36,068	△19,713
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	10,000
短期借入金の返済による支出	—	△5,000
長期借入れによる収入	—	6,000
長期借入金の返済による支出	△7,200	△5,400
リース債務の返済による支出	△2,583	△1,439
新株発行による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△0	△1
配当金の支払額	△13,465	△14,035
非支配株主への配当金の支払額	△1,241	△995
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△11,768	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,259	△10,872
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	△7
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△20,362	34,051
現金及び現金同等物の期首残高	78,916	58,554
現金及び現金同等物の期末残高	※1 58,554	※1 92,605

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

(株)ツルハ

(株)くすりの福太郎

(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本

(株)レデイ薬局

(株)杏林堂グループ・ホールディングス

(株)杏林堂薬局

(株)ドラッグイレブン

(株)ツルハグループマーチャンダイジング

(株)ツルハフィナンシャルサービス

(株)ツルハ酒類販売

(株)セベラル

(株)ビー・アンド・ディーについては、2024年5月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除いております。

また、(株)広島中央薬局については、2025年2月1日付で(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本を存続会社、(株)広島中央薬局を消滅会社とする吸収合併を行ったため、(株)ツルハファーマシーについては、2024年8月16日付で(株)ツルハを存続会社、(株)ツルハファーマシーを消滅会社とする吸収合併を行ったため、それぞれ連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社等の名称

Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.

TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY

TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.

(持分法適用から除いた理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、すべて連結決算日と一致しております。

なお、当社及び連結子会社は2025年2月期より決算期（事業年度の末日）を5月15日から2月末日へ変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

(イ) 商品

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。ただし、調剤に用いる薬剤等は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当連結会計年度負担分を引当計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

④ ポイント引当金

当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。なお、従来計上しておりました転貸損失引当金は、店舗閉鎖後の空店舗を他社に転貸することにより将来発生すると見込まれる損失額であり、その発生は、店舗の閉鎖に起因していることから、店舗閉鎖損失引当金に含めて計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の子会社では、医薬品、化粧品、雑貨、食品等を販売しております。このような商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、これらのうち受託販売等、当社及び子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から委託者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

② 子会社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社の子会社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 他社が運営するポイント制度に係る収益認識

他社が運営するポイント制度に関しては、取引価格から商品の販売に伴う付与ポイント相当額を差し引いた金額で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（５年～20年）で均等償却しております。

なお、重要性のないものについては一括償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	131,621	137,942
無形固定資産（のれんを除く）	7,393	8,522
投資その他の資産（注）	2,251	2,201
減損損失（のれんを除く）	4,862	10,743

(注) 投資その他の資産のうち、固定資産の減損対象となるのは、一部の差入保証金及び「その他」に含まれる長期前払費用であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境及び内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、開店後の年数経過に伴う売上高の成長及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	8,873	8,047

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

株式会社杏林堂グループ・ホールディングスに係るのれんについて、競争環境の激化により株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新規出店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の減損損失の認識の要否の判定及び測定される減損損失の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取保険金」及び「営業外費用」の「中途解約違約金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた317百万円及び「営業外費用」の「中途解約違約金」に表示していた218百万円は、それぞれ「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (2025年 2 月28日)
投資有価証券	474百万円	616百万円

2. 保証債務

連結子会社の㈱ツルハは一部の店舗の差入保証金（前連結会計年度31百万円、当連結会計年度17百万円）について、金融機関及び貸主との間で代位預託契約を締結しており、当該契約に基づき、金融機関は、貸主に対して差入保証金相当額（前連結会計年度31百万円、当連結会計年度17百万円）を同社に代わって預託しております。

3. 当社、連結子会社の㈱ツルハ及び㈱くすりの福太郎は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (2025年 2 月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメント	35,500百万円	30,500百万円
借入実行残高	—	5,000
差引額	35,500	25,500

(連結損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表の「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月16日 至 2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月16日 至 2025年 2 月28日)
建物及び構築物	－百万円	41百万円
土地	5	7
その他	1	0
計	6	48

※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月16日 至 2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月16日 至 2025年 2 月28日)
建物及び構築物	109百万円	33百万円
工具、器具及び備品	19	3
ソフトウェア	－	16
その他	17	32
計	146	85

※ 4. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月16日 至 2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月16日 至 2025年 2 月28日)
土地	－百万円	3百万円
計	－	3

※ 5. 減損損失の内訳

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

場所	用途	種類
北海道札幌市他	事業用資産	建物、器具等
その他	その他	のれん

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業用資産については店舗ごとを基本とし、のれんについては対象となる子会社を単位として資産のグルーピングをしております。

事業用資産については営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を、またのれんについては株式取得時における事業計画を下回る実績となった子会社を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その資産グループごとの内訳は、事業用資産に属するものが4,862百万円、その他に属するものが4,108百万円です。また、資産区分ごとの内訳は建物及び構築物3,513百万円、工具、器具及び備品895百万円、のれん4,108百万円、その他452百万円です。

回収可能価額の算定は、使用価値によっております。なお、事業用資産に属するものの使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。また、その他に属するものの使用価値は将来キャッシュ・フローを6.2%で割り引いて算出しております。

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

場所	用途	種類
北海道他	事業用資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとを基本とし、資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物7,661百万円、工具、器具及び備品1,433百万円、土地176百万円、その他1,471百万円です。

回収可能価額の算定は、使用価値によっております。なお、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 5 月16日 至 2024年 5 月15日)	当連結会計年度 (自 2024年 5 月16日 至 2025年 2 月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,757百万円	1,475百万円
組替調整額	—	△3,830
法人税等及び税効果調整前	3,757	△2,354
法人税等及び税効果額	△1,149	715
その他有価証券評価差額金	2,607	△1,639
退職給付に係る調整額		
当期発生額	259	412
組替調整額	△33	△249
法人税等及び税効果調整前	225	162
法人税等及び税効果額	△66	△54
退職給付に係る調整額	159	107
その他の包括利益合計	2,766	△1,532

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	49,488,468	29,800	—	49,518,268
合計	49,488,468	29,800	—	49,518,268
自己株式				
普通株式(注) 2	886,721	76	—	886,797
合計	886,721	76	—	886,797

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加29,800株は、新株予約権の権利行使による新株の発行14,800株及び譲渡制限付株式報酬費用としての新株の発行15,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加76株は、単元未満株式の買取りであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	2,017
合計		—	—	—	—	—	2,017

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 取締役会	普通株式	6,974	143.50	2023年5月15日	2023年7月20日
2023年12月19日 取締役会	普通株式	6,490	133.50	2023年11月15日	2024年1月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 取締役会	普通株式	6,492	利益剰余金	133.50	2024年5月15日	2024年7月23日

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）1	49,518,268	38,800	—	49,557,068
合計	49,518,268	38,800	—	49,557,068
自己株式				
普通株式（注）2	886,797	4,158	—	890,955
合計	886,797	4,158	—	890,955

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加38,800株は、新株予約権の権利行使による新株の発行29,300株及び譲渡制限付株式報酬費用としての新株の発行9,500株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,158株は、単元未満株式の買取りであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	866
合計		—	—	—	—	—	866

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 取締役会	普通株式	6,492	133.50	2024年5月15日	2024年7月23日
2024年12月19日 取締役会	普通株式	7,543	155.00	2024年11月15日	2025年1月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月11日 取締役会	普通株式	5,450	利益剰余金	112.00	2025年2月28日	2025年5月12日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
現金及び預金勘定	58,688百万円	92,739百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△133	△133
現金及び現金同等物	58,554	92,605

2. 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、連結財務諸表の「注記事項（資産除去債務関係）」に記載しております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年5月15日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月15日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	4,142	3,397	467	278
合計	4,142	3,397	467	278

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年2月28日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	2,995	2,430	350	215
合計	2,995	2,430	350	215

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	339	282
1年超	557	323
合計	897	605
リース資産減損勘定の残高	97	66

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
支払リース料	537	335
リース資産減損勘定の取崩額	50	31
減価償却費相当額	168	105
支払利息相当額	130	68
減損損失	2	—

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
1年内	20,281	20,634
1年超	77,028	74,740
合計	97,309	95,375

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
1年内	1,035	1,176
1年超	3,777	3,749
合計	4,813	4,926

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、元本の回収確実性を最重視した金融商品で運用し、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品にかかるリスク

営業債権である売掛金は、主に国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金等に対するものであり信用リスクは低いものと判断しております。それ以外の売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

変動金利の長期借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクに晒されている営業債権は、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い貸倒れ懸念の早期発見を図っております。

投資有価証券については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価を把握し、保有状況の見直しを行っております。

差入保証金については、所定のマニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財務状況を把握する体制としております。

買掛金は資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

長期借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の動向をモニタリングし、リスクを抑制する必要があるかを検討しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前連結会計年度(2024年5月15日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券(※2)	33,570	33,570	—
(2)差入保証金	69,645	64,073	△5,571
資産計	103,215	97,643	△5,571
(1)長期借入金(※3)	32,275	32,145	△129
負債計	32,275	32,145	△129

(※1)「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	611

(※3)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当連結会計年度（2025年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)投資有価証券（※2）	31,293	31,293	—
(2)差入保証金	70,564	62,898	△7,665
資産計	101,857	94,191	△7,665
(1)長期借入金（※3）	32,875	32,462	△412
負債計	32,875	32,462	△412

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	649

（※3）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注）1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2024年5月15日）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超（百万円）
現金及び預金	58,688	—	—	—
売掛金	47,504	—	—	—
差入保証金	11,771	13,286	15,392	29,870
合計	117,964	13,286	15,392	29,870

当連結会計年度（2025年2月28日）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超（百万円）
現金及び預金	92,739	—	—	—
売掛金	41,180	—	—	—
差入保証金	15,090	13,348	15,877	26,842
合計	149,009	13,348	15,877	26,842

（注）2 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2024年5月15日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	7,200	23,325	700	700	350	—
リース債務	1,437	1,404	1,453	1,500	1,034	10,936
合計	8,637	24,729	2,153	2,200	1,384	10,936

当連結会計年度（2025年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,000	—	—	—	—	—
長期借入金	4,950	20,700	700	525	6,000	—
リース債務	1,896	1,989	2,084	1,693	1,503	16,722
合計	11,846	22,689	2,784	2,218	7,503	16,722

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年5月15日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	32,186	—	—	32,186
その他	—	1,384	—	1,384
資産計	32,186	1,384	—	33,570

当連結会計年度（2025年2月28日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	29,884	—	—	29,884
その他	—	1,409	—	1,409
資産計	29,884	1,409	—	31,293

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年5月15日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	64,073	—	64,073
資産計	—	64,073	—	64,073
長期借入金	—	32,145	—	32,145
負債計	—	32,145	—	32,145

当連結会計年度（2025年2月28日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	62,898	—	62,898
資産計	—	62,898	—	62,898
長期借入金	—	32,462	—	32,462
負債計	—	32,462	—	32,462

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債利率に与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年5月15日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	32,186	491	31,695
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,384	1,000	384
	小計	33,570	1,491	32,079
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		33,570	1,491	32,079

当連結会計年度(2025年2月28日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	29,780	465	29,315
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,409	1,000	409
	小計	31,189	1,465	29,724
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		31,189	1,465	29,724

２．売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)株式	111	3	0
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	111	3	0

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)株式	3,856	3,830	0
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	3,856	3,830	0

３．減損処理を行った有価証券

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）及び当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）においては、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型・非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,385百万円
勤務費用	408
利息費用	49
数理計算上の差異の発生額	△204
退職給付の支払額	△145
過去勤務費用の発生額	△5
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	—
退職給付債務の期末残高	4,488

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,362百万円
期待運用収益	41
数理計算上の差異の発生額	49
事業主からの拠出額	64
退職給付の支払額	△33
年金資産の期末残高	1,484

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	9百万円
退職給付費用	2
退職給付の支払額	△2
退職給付に係る負債の期末残高	10

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,418百万円
年金資産	△1,484
未積立退職給付債務	△66
非積立型制度の退職給付債務	3,080
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,014
退職給付に係る負債	3,014
退職給付に係る資産	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,014

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	408百万円
利息費用	49
期待運用収益	△41
数理計算上の差異の費用処理額	1
過去勤務費用の費用処理額	△34
簡便法で計算した退職給付費用	2
確定給付制度に係る退職給付費用	385

(6) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

株式	13%
一般勘定	4
債券	31
現金及び預金等	52
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予定される年金資産の分配と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△29百万円
数理計算上の差異	255
合計	225

(8) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	64百万円
未認識数理計算上の差異	276
合計	340

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	1.53%
長期期待運用収益率	3.06
予想昇給率	年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、936百万円であります。

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型・非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社の有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,488百万円
勤務費用	250
利息費用	48
数理計算上の差異の発生額	△388
退職給付の支払額	△77
過去勤務費用の発生額	—
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△1,665
退職給付債務の期末残高	2,656

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,484百万円
期待運用収益	33
数理計算上の差異の発生額	23
事業主からの拠出額	46
退職給付の支払額	△35
年金資産の期末残高	1,552

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	10百万円
退職給付費用	1
退職給付の支払額	—
退職給付に係る負債の期末残高	11

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,342百万円
年金資産	△1,552
未積立退職給付債務	△209
非積立型制度の退職給付債務	1,324
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115
退職給付に係る負債	1,324
退職給付に係る資産	△209
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	250百万円
利息費用	48
期待運用収益	△33
数理計算上の差異の費用処理額	△26
過去勤務費用の費用処理額	—
簡便法で計算した退職給付費用	1
確定給付制度に係る退職給付費用	239

(6) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

株式	13%
一般勘定	4
債券	32
現金及び預金等	52
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予定される年金資産の分配と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△64百万円
数理計算上の差異	226
合計	162

(8) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	—百万円
未認識数理計算上の差異	502
合計	502

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	1.75%
長期期待運用収益率	2.27
予想昇給率	年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、849百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額又は利益計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
販売費及び一般管理費の従業員給料及び手当	280	84
新株予約権戻入益	—	1,165

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年ストック・オプション (2008年新株予約権)	2009年ストック・オプション (2009年新株予約権)	2010年ストック・オプション (2010年新株予約権)	2011年ストック・オプション (2011年新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役8名、 当社監査役4名、 子会社取締役10名、 当社執行役員5名、 子会社執行役員1名	当社取締役8名、 当社監査役4名、 子会社取締役15名、 子会社監査役1名、 子会社執行役員2名	当社取締役7名、 当社監査役3名、 子会社取締役15名	当社取締役7名、 当社監査役3名、 子会社取締役15名
ストック・オプション数(注)	普通株式 33,200株	普通株式 40,000株	普通株式 38,000株	普通株式 38,000株
付与日	2008年9月25日	2009年9月25日	2010年9月27日	2011年9月27日
権利確定条件	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	規定はありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	20年間 (自 2008年9月26日 至 2028年9月25日)	20年間 (自 2009年9月26日 至 2029年9月25日)	20年間 (自 2010年9月28日 至 2030年9月27日)	20年間 (自 2011年9月28日 至 2031年9月27日)

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年5月16日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2012年ストック・オプション (2012年新株予約権)	2013年ストック・オプション (2013年新株予約権)	2014年ストック・オプション (2014年新株予約権)	2015年ストック・オプション (2015年新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役7名、 当社監査役3名、 子会社取締役15名	当社取締役8名、 当社監査役5名、 子会社取締役14名	当社取締役8名、 当社監査役4名、 子会社取締役15名	当社取締役7名、 当社監査役5名、 子会社取締役11名
ストック・オプション数(注)	普通株式 35,600株	普通株式 18,600株	普通株式 14,200株	普通株式 7,400株
付与日	2012年9月27日	2013年9月27日	2014年9月27日	2015年9月28日
権利確定条件	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。	新株予約権者である当社の取締役、監査役ならびに当社子会社の取締役は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から募集新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	規定はありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	20年間 (自 2012年9月28日 至 2032年9月27日)	20年間 (自 2013年9月28日 至 2033年9月27日)	20年間 (自 2014年9月28日 至 2034年9月27日)	20年間 (自 2015年9月29日 至 2035年9月28日)

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2014年5月16日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年ストック・オプション (2016年新株予約権)	2020年ストック・オプション (第10回新株予約権)	2022年ストック・オプション (第11回新株予約権)
付与対象者の区分及び数	当社取締役8名、 当社監査役5名、 子会社取締役15名	当社執行役員および 当社従業員55名、 子会社執行役員および 子会社従業員3,796名	当社執行役員および 当社従業員61名、 子会社執行役員および 子会社従業員4,214名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 8,400株	普通株式 467,200株	普通株式 521,700株
付与日	2016年9月26日	2020年9月25日	2022年9月28日
権利確定条件	新株予約権者である 当社の取締役、監査 役ならびに当社子会 社の取締役は、それ ぞれの会社におい て、取締役、監査役 および執行役員のい ずれの地位をも喪失 した日の翌日から募 集新株予約権を行使 することができる。	権利行使時においても 当社および当社の子会 社または関連会社の従 業員であること。	権利行使時においても 当社および当社の子会 社または関連会社の従 業員であること。
対象勤務期間	規定はありません。	同左	同左
権利行使期間	20年間 (自 2016年9月27日 至 2036年9月26日)	2年間 (自 2022年9月26日 至 2024年9月25日)	2年間 (自 2024年9月29日 至 2026年9月28日)

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2008年ストック・オプション (2008年新株予約権)	2009年ストック・オプション (2009年新株予約権)	2010年ストック・オプション (2010年新株予約権)	2011年ストック・オプション (2011年新株予約権)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	13,000	14,400	16,000	17,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,200	4,800	5,400	3,600
失効	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
未行使残	8,800	9,600	10,600	14,200

(注) 2014年5月16日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2012年ストック・オプション （2012年新株予 約権）	2013年ストック・オプション （2013年新株予 約権）	2014年ストック・オプション （2014年新株予 約権）	2015年ストック・オプション （2015年新株予 約権）
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	16,400	8,600	7,800	4,800
権利確定	—	—	—	—
権利行使	2,800	2,000	1,400	800
失効	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
未行使残	13,600	6,600	6,400	4,000

（注）2014年5月16日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年ストック・オプション （2016年新株予 約権）	2020年ストック・オプション （第10回新株予 約権）	2022年ストック・オプション （第11回新株予 約権）
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	487,800
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	487,800
その他	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	5,200	422,900	—
権利確定	—	—	487,800
権利行使	800	—	3,500
失効	—	422,900	8,500
その他	—	—	—
未行使残	4,400	—	475,800

② 単価情報

	2008年ストック・オプション（2008年新株予約権）	2009年ストック・オプション（2009年新株予約権）	2010年ストック・オプション（2010年新株予約権）	2011年ストック・オプション（2011年新株予約権）
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	8,897	8,897	8,897	8,878
公正な評価単価（付与日）（円）	1,416.5	1,594.5	1,426.0	1,716.5

（注）2014年5月16日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2012年ストック・オプション（2012年新株予約権）	2013年ストック・オプション（2013年新株予約権）	2014年ストック・オプション（2014年新株予約権）	2015年ストック・オプション（2015年新株予約権）
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	8,921	8,925	8,938	8,968
公正な評価単価（付与日）（円）	2,489.5	3,760.0	5,294.0	9,276.0

（注）2014年5月16日付株式分割（1株につき2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	2016年ストック・オプション（2016年新株予約権）	2020年ストック・オプション（第10回新株予約権）	2022年ストック・オプション（第11回新株予約権）
権利行使価格（円）	1	15,370	8,170
行使時平均株価（円）	8,968	—	8,777
公正な評価単価（付与日）（円）	10,279.0	2,775.0	1,316.0

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	745百万円	415百万円
賞与引当金	2,137	2,090
未払社会保険料	351	376
未払事業所税	185	154
契約負債	184	131
ポイント引当金	96	100
転貸損失引当金	339	—
店舗閉鎖損失引当金	—	1,051
退職給付に係る負債	1,171	382
株式報酬費用	93	334
減損損失	4,439	6,995
資産除去債務	2,278	2,759
その他	2,094	3,377
繰延税金資産小計	14,120	18,169
評価性引当額	△2,067	△2,264
繰延税金資産合計	12,052	15,904
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△9,711	△9,052
その他	△2,117	△2,499
繰延税金負債合計	△11,829	△11,551
繰延税金資産（負債）の純額	223	4,352

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
のれん償却額	3.3	2.4
のれん減損損失	3.3	—
株式取得費用	0.3	0.5
交際費等	0.1	0.2
株式報酬費用	0.2	0.1
住民税均等割	1.9	1.9
役員賞与引当金	0.5	0.7
受取配当金益金不算入	△0.1	△0.1
税額控除	△4.3	△1.6
新株予約権戻入益	—	△1.2
その他	0.4	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.1	34.4

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算することになります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の吸収合併

当社は2023年12月8日開催の取締役会において、当社連結子会社の株式会社ツルハを存続会社、当社の連結子会社である株式会社ビー・アンド・ディーを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2024年5月16日付で当該吸収合併を行いました。

吸収合併の概要は、次のとおりであります。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①吸収合併存続会社

結合企業の名称	株式会社ツルハ
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の経営

②吸収合併消滅会社

被結合企業の名称	株式会社ビー・アンド・ディー
事業の内容	ドラッグストア・調剤薬局の経営

(2) 企業結合日 2024年5月16日（効力発生日）

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ツルハを吸収合併存続会社、株式会社ビー・アンド・ディーを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ツルハ

(5) その他取引の概要に関する事項

株式会社ビー・アンド・ディーは2024年5月15日現在愛知県内で80店舗のドラッグストア、調剤薬局を展開しております。同社は2018年5月にツルハグループの一員となって以来愛知県内で積極的にドミナント化を行ってまいりましたが、このたびツルハグループの中核会社であり全国への出店を進めている株式会社ツルハが株式会社ビー・アンド・ディーを吸収合併する事により、ツルハグループの経営効率化を進め、愛知県内における営業基盤の一層の強化を図るものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

なお、一部の建物等の賃貸借契約に係る原状回復義務については、資産除去債務の負債計上に代えて、資産計上された敷金等のうち回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年～40年と見積り、割引率は0.0%～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
期首残高	4,149百万円	7,270百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	758百万円	321百万円
時の経過による調整額	47百万円	56百万円
見積りの変更に伴う増減額	2,409百万円	－百万円
資産除去債務の履行による減少額	△94百万円	△93百万円
期末残高	7,270百万円	7,554百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)

		金額(百万円)
商 品	医薬品	240,525
	化粧品	146,605
	雑貨	264,939
	食品	261,366
	その他	109,377
小計		1,022,814
手数料収入等		3,251
顧客との契約から生じる収益		1,026,065
その他の収益		1,397
外部顧客への売上高		1,027,462

(注) 1. 「その他」の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。

2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

		金額（百万円）
商 品	医薬品	200,746
	化粧品	117,511
	雑貨	220,139
	食品	219,071
	その他	84,470
小計		841,940
手数料収入等		2,611
顧客との契約から生じる収益		844,551
その他の収益		1,051
外部顧客への売上高		845,603

(注) 1. 「その他」の主な内容は、育児用品・健康食品・医療用具等であります。
2. 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
連結財務諸表の「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項
(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	43,933	47,504
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	47,504	41,180
契約負債（期首残高）	13,948	16,608
契約負債（期末残高）	16,608	18,849

契約負債は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイント相当額を履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。ポイントの使用時及び失効時に収益を認識し、契約負債を取り崩します。
前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、8,920百万円であります。
当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、9,282百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、当社の子会社が運営するポイント制度に関して、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	10,773	11,252
1年超	5,835	7,596
合計	16,608	18,849

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、医薬品・化粧品等を中心とした物販事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、仕入及び販売に関する情報につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

【関連情報】

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、物販事業の単一セグメントであり、当該事業の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、物販事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、物販事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

①連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 の子会社	イオンクレジット サービス (株)	東京都 千代田 区	500	金融サービス業	—	営業取引	クレジット・ 電子マネー売掛	122,834	売掛金	5,093
							クレジット 手数料	1,551		
							電子マネー 手数料	556		
							電子マネー預り	23,561	預り金	904

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

クレジット及び電子マネー債権の回収は、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 の子会社	イオンクレジット サービス (株)	東京都 千代田 区	500	金融サービス業	—	営業取引	クレジット・ 電子マネー売掛	103,280	売掛金	4,415
							クレジット 手数料	1,299		
							電子マネー 手数料	402		
							電子マネー預り	18,474	預り金	780

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

クレジット及び電子マネー債権の回収は、一般的取引条件を参考に契約により決定しております。

②連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小川久哉	—	—	当社取締役	(被所有) 直接0.8	店舗等の 賃借	不動産の賃借	35	差入保証金	3
									前払費用	0
役員の近 親者	小川治	—	—	当社取締役 の近親者	(被所有) 直接0.0	店舗等の 賃借	不動産の賃借	172	差入保証金	78
									前払費用	9
役員の近 親者	小川裕加	—	—	当社取締役 の近親者	(被所有) 直接0.0	店舗等の 賃借	不動産の賃借	28	差入保証金	15
									前払費用	0
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	福住建設(株)	千葉県 鎌ケ谷 市	30	建設業・不 動産業	—	営業取引	不動産の賃借	12	差入保証金	16
									前払費用	0
									長期前払費 用	0
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	(株)HMコー ポレーショ ン	千葉県 鎌ケ谷 市	80	建設業・不 動産業	—	営業取引	不動産の賃借	225	差入保証金	88
									前払費用	9

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
不動産の賃借料及び差入保証金の金額は、近隣の取引実勢を勘案のうえ決定しております。
2. 取引の内容
不動産の賃借には、第三者である不動産業者を経由したものが含まれております。

当連結会計年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近 親者	小川治	—	—	当社取締役 の近親者	(被所有) 直接0.0	店舗等の 賃借	不動産の賃借	41	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	(株)HMコー ポレーショ ン	千葉県 鎌ケ谷 市	80	建設業・不 動産業	—	営業取引	不動産の賃借	55	—	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
不動産の賃借料の金額は、近隣の取引実勢を勘案のうえ決定しております。
2. 取引の内容
不動産の賃借には、第三者である不動産業者を経由したものが含まれております。
3. その他
小川治氏及び(株)HMコーポレーションは、期中に小川久哉氏が当社の取締役を退任したことに伴い、関連当事者に該当なくなりました。このため取引金額については、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
1株当たり純資産額	5,748円63銭	5,778円90銭
1株当たり当期純利益	447円27銭	353円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	445円13銭	352円77銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,743	17,207
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	21,743	17,207
期中平均株式数(株)	48,613,927	48,652,709
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	233,917	124,678
(うち新株予約権(株))	(233,917)	(124,678)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	2020年9月1日取締役会決議 第10回新株予約権 (新株予約権の数4,229個)	—

(重要な後発事象)

(資本業務提携に係る最終契約書の締結)

当社は、2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社（以下「イオン」といいます。）及びウエルシアホールディングス株式会社（以下「ウエルシアHD」といいます。）との間で、資本業務提携に係る最終契約（以下「本資本業務提携最終契約」といいます。）を締結することを決議し、同日付で本資本業務提携最終契約を締結しました。

1. 資本業務提携の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、2024年2月28日付で日本のみならずASEAN（東南アジア諸国連合）をはじめとするグローバル規模において、人々の未病、予防、治療に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次なヘルス&ウェルネスの実現を目的としたツルハHD及びウエルシアHDの経営統合（以下「本経営統合」）を含むイオン、ツルハHD及びウエルシアHDの資本業務提携（以下「本資本業務提携」）の協議を開始することに合意しました。そして、本資本業務提携が、地域生活者のより高次なヘルス&ウェルネスを実現することにつながると判断し、2025年4月11日付で本資本業務提携最終契約の締結を決定しました。これにより、日本最大のドラッグストア連合体を創成し、競争力の獲得、アジアNo.1のグローバル企業への成長を目指すとともに、そこで働く従業員の限らない成長機会を創出していきます。

2. 本資本業務提携最終契約に定める資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社、イオン及びウエルシアHDは、本資本業務提携として、以下の取引を実施します。

これらの各取引により、ウエルシアHDは当社の完全子会社となります。また、イオンは、自らが保有する当社株式に係る議決権の数の割合（以下「議決権割合」といいます。）が50.9%となるよう、当社株式を取得することで、当社を連結子会社とする（以下「本連結子会社化」といいます。）とともに、当社は、イオングループのヘルス&ウェルネス事業を牽引する中核子会社となります。

①2025年5月14日付でイオンによる当社株式の追加取得が行われております。詳細は、連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）（その他関係会社の異動）」に記載の通りであります。

②2025年4月11日付で当社及びウエルシアHDが締結した、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと、及び、各当事会社の株主総会における承認を取得したこと等の条件が充足することを前提に、2025年12月1日を効力発生日（予定）として、本株式交換を実施します。なお、当社は、2025年9月1日を効力発生日として、当社株式1株を5株とする株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行う予定です。

③本株式交換の効力発生により、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、イオンは、本株式交換の効力発生日以後速やかに、当社株式への公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始するとともに、本公開買付けの決済を行い、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%となるよう、当社株式を取得します。なお、本公開買付けは2026年1月に完了することを見込んでおります。

④本公開買付けの決済後において、イオンが保有する当社株式の議決権割合が50.9%とならなかった場合には、当社及びイオンは、その対応について別途協議し、合意により決定します。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携最終契約において、当社、イオン及びウエルシアHDが合意している業務提携（以下「本業務提携」といいます。）の内容は以下のとおりです。

- (i) 店舗開発、調剤併設化等に関する相互協力
- (ii) 商品や電力の仕入れ・開発等の相互協力
- (iii) 物流効率化の相互協力
- (iv) 決済・ポイントシステム・デジタルマーケティング・保険等に関する提携
- (v) プライベートブランド商品の共同開発や相互供給の推進
- (vi) DX・ECの推進等に関する相互協力
- (vii) 経営ノウハウの交流
- (viii) フード&ドラッグ業態の研究と推進
- (ix) 人材及び人事情報の交流

3. 本資本業務提携の相手先の概要

(1) イオン

①名称	イオン株式会社
②所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④事業内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

(2) ウエルシアHD

①名称	ウエルシアホールディングス株式会社
②所在地	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
③代表者の役職・氏名	代表取締役兼社長執行役員最高業務執行責任者 桐澤 英明
④事業内容	調剤併設型ドラッグストアチェーンの運営を行う子会社及びグループ会社の経営管理等

4. 資本業務提携の日程

2024年2月28日付資本業務提携契約の締結日	2024年2月28日
本資本業務提携最終契約締結の代表執行役決定日（イオン） 本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約締結の取締役会決議日（当社・ウエルシアHD）	2025年4月11日
本資本業務提携最終契約及び本株式交換契約の締結日	2025年4月11日
イオンによる当社株式の追加取得	2025年5月14日
本株式交換契約の承認に係る当社株主総会	2025年5月26日
本株式交換契約の承認に係るウエルシアHD株主総会	2025年5月27日（予定）
ウエルシアHDの上場廃止	2025年11月27日（予定）
本株式交換の効力発生	2025年12月1日（予定）
本公開買付けの開始	2025年12月上旬（予定）

(株式交換契約の締結)

当社及びウエルシアHDは、2025年4月11日付の両社の取締役会決議により、経営統合の一環として、当社を株式交換完全親会社とし、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

1. 本件株式交換の概要

(1) 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	ウエルシアホールディングス株式会社
事業の内容	ドラッグストア事業の展開・運営

(2) 本株式交換の目的

当社、イオン及びウエルシアHDは、連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）（資本業務提携に係る最終契約書の締結）」に記載の本資本業務提携最終契約を締結しました。本資本業務提携の一環として本株式交換を行うものです。

(3) 本株式交換の効力発生日

2025年12月1日

(4) 株式交換の方式

本株式交換は、両社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、当社を株式交換完全親会社、ウエルシアHDを株式交換完全子会社とする方法により行います。

2. 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

(1) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	ウエルシアHD (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1.15
		(ご参考：株式分割考慮前) 0.23
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式237,416,868株（予定）	

(注) 本株式交換により交付する株式として当社が保有する自己株式を充当しました。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社及びウエルシアHDは、本株式交換比率算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は2025年4月11日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

2025年8月31日(日)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上8月29日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき5株の割合をもって分割いたします。

②株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	49,557,068株
今回の株式分割により増加する株式数	198,228,272株
株式分割後の発行済株式総数	247,785,340株
株式分割後の発行可能株式総数	760,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数は2025年2月28日現在のものです。新株予約権の行使等により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	2025年8月15日(金)
基準日	2025年8月31日(日)
効力発生日	2025年9月1日(月)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2024年5月15日)	当連結会計年度 (2025年2月28日)
1株当たり純資産額	1,149円73銭	1,155円78銭

	前連結会計年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当連結会計年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
1株当たり当期純利益	89円45銭	70円73銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	89円03銭	70円55銭

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2025年9月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>152,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>760,000,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 2025年9月1日(月)

(その他の関係会社の異動)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)(資本業務提携に係る最終契約書の締結)」に記載のとおり、当社は、2025年4月11日にイオン及びウエルシアHDとの間で、本資本業務提携最終契約を締結しておりますが、これに伴い、2025年5月14日付でイオンによる当社株式の追加取得が行われました。イオンの当社に対する議決権保有割合が27.13%となったことにより、その他の関係会社の異動が生じております。

1. 異動年月日 2025年5月14日

2. 異動が生じる経緯

本資本業務提携最終契約に基づき、イオンは、法令等に基づき必要なクリアランス・許認可等を取得したこと等の前提条件を充足した場合、野村證券株式会社より当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)3,530,000株を取得する(以下「本追加取得」といいます)こととしておりましたが、イオンによる、本追加取得が完了したことに伴い、同社が既に保有している当社株式9,675,200株と合わせて当社に対する議決権保有割合が27.13%となることから、当社の主要株主であり筆頭株主であるイオンは、新たに当社のその他の関係会社に該当することになりました。

3. その他の関係会社の異動

(1) 新たにその他の関係会社となる株主

①名称	イオン株式会社
②所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
③代表者の役員・氏名	取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
④事業の内容	小売、ディベロッパー、金融、サービス及びそれに関連する事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の管理

(2) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権数に対する割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	間接所有分	合計
異動前 (2025年2月28日時点)	主要株主	96,752個 (19.88%)	0個 (0.00%)	96,752個 (19.88%)
異動後	その他の関係会社	132,052個 (27.13%)	0個 (0.00%)	132,052個 (27.13%)

(注) 1. 異動前の「議決権の数」は、2025年2月28日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 異動後の「議決権の数」は、2025年2月28日現在イオンが保有している当社株式の数(9,675,200株)に、本追加取得の対象となる当社株式の数(3,530,000株)を加算した数(13,205,200株)に係る議決権の数を記載しております。

3. 「議決権所有割合」は、2025年2月28日現在の発行済株式総数(49,557,068株)から、自己株式(890,955株)を控除した株式数(48,666,113株)に係る議決権の数(486,661個)を分母として計算しており、小数点以下第三位を四捨五入しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	5,000	0.72	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,200	4,950	0.24	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,437	1,896	4.92	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	25,075	27,925	0.24	2029年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	16,327	23,993	4.92	2026年～2054年
合計	50,040	63,764	—	—

（注）1．平均利率を算定する際の利率及び残高は期中平均のものを使用しております。

2．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	20,700	700	525	6,000
リース債務	1,989	2,084	1,693	1,503

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高（百万円）	536,329	845,603
税金等調整前中間（当期）純利益 （百万円）	14,462	28,381
親会社株主に帰属する中間（当期） 純利益（百万円）	8,404	17,207
1株当たり中間（当期）純利益 （円）	172.77	353.67

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年5月15日)	当事業年度 (2025年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,402	24,957
売掛金	※1 873	※1 931
貯蔵品	0	0
関係会社短期貸付金	171	4,978
未収還付法人税等	1,374	—
その他	※1 592	※1 1,432
貸倒引当金	△171	△178
流動資産合計	25,242	32,121
固定資産		
有形固定資産		
建物	0	0
工具、器具及び備品	45	32
有形固定資産合計	45	32
無形固定資産		
ソフトウェア	2,191	6,807
その他	3,511	177
無形固定資産合計	5,703	6,985
投資その他の資産		
関係会社株式	124,612	124,754
繰延税金資産	55	213
関係会社長期貸付金	5,000	5,000
その他	240	200
投資その他の資産合計	129,908	130,168
固定資産合計	135,657	137,186
資産合計	160,900	169,307

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 5 月15日)	当事業年度 (2025年 2 月28日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	5,000
1年内返済予定の長期借入金	6,000	1,500
未払金	※ 1 1,229	※ 1 2,116
未払費用	6	76
未払法人税等	102	13
預り金	2	56
賞与引当金	57	68
役員賞与引当金	242	182
その他	140	63
流動負債合計	7,783	9,077
固定負債		
長期借入金	20,000	26,000
その他	※ 1 13	※ 1 9
固定負債合計	20,013	26,009
負債合計	27,797	35,086
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,535	11,626
資本剰余金		
資本準備金	44,818	44,909
その他資本剰余金	2,452	2,452
資本剰余金合計	47,270	47,362
利益剰余金		
利益準備金	15	15
その他利益剰余金		
別途積立金	861	861
繰越利益剰余金	76,717	78,804
利益剰余金合計	77,593	79,681
自己株式	△5,314	△5,316
株主資本合計	131,085	133,353
新株予約権	2,017	866
純資産合計	133,102	134,220
負債純資産合計	160,900	169,307

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当事業年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
営業収入		
手数料収入	※1 8,263	※1 7,683
受取配当金	※1 14,251	※1 15,634
営業収入合計	22,515	23,317
営業費用		
役員報酬	358	254
従業員給料及び手当	1,604	1,278
賞与引当金繰入額	57	68
役員賞与引当金繰入額	242	182
福利厚生費	258	235
修繕費	559	779
地代家賃	※1 49	※1 55
支払手数料	2,971	2,387
その他	※1 1,997	※1 2,370
営業費用合計	8,100	7,612
営業利益	14,415	15,705
営業外収益		
受取利息	※1 14	※1 12
受取配当金	1	5
貸倒引当金戻入額	18	15
協賛金収入	9	—
その他	12	8
営業外収益合計	55	42
営業外費用		
支払利息	42	57
貸倒引当金繰入額	—	22
雑損失	4	16
営業外費用合計	46	95
経常利益	14,423	15,652
特別利益		
新株予約権戻入益	—	1,165
特別利益合計	—	1,165
特別損失		
過年度決算訂正関連費用	—	840
特別損失合計	—	840
税引前当期純利益	14,423	15,977
法人税、住民税及び事業税	235	13
法人税等調整額	△8	△158
法人税等合計	227	△145
当期純利益	14,196	16,123

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,433	44,717	2,452	47,169	15	861	75,985	76,862
当期変動額								
新株の発行	101	101		101				
剰余金の配当							△13,465	△13,465
当期純利益							14,196	14,196
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	101	101	—	101	—	—	731	731
当期末残高	11,535	44,818	2,452	47,270	15	861	76,717	77,593

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△5,313	130,151	1,779	131,930
当期変動額				
新株の発行		202		202
剰余金の配当		△13,465		△13,465
当期純利益		14,196		14,196
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			238	238
当期変動額合計	△0	933	238	1,171
当期末残高	△5,314	131,085	2,017	133,102

当事業年度（自 2024年5月16日 至 2025年2月28日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,535	44,818	2,452	47,270	15	861	76,717	77,593
当期変動額								
新株の発行	91	91		91				
剰余金の配当							△14,035	△14,035
当期純利益							16,123	16,123
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	91	91	—	91	—	—	2,087	2,087
当期末残高	11,626	44,909	2,452	47,362	15	861	78,804	79,681

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△5,314	131,085	2,017	133,102
当期変動額				
新株の発行		182		182
剰余金の配当		△14,035		△14,035
当期純利益		16,123		16,123
自己株式の取得	△1	△1		△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,150	△1,150
当期変動額合計	△1	2,268	△1,150	1,117
当期末残高	△5,316	133,353	866	134,220

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を吟味し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、実際支給見込額のうち、当事業年度負担分を引当計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額を引当計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導を行っており、役務提供を実施した期間にわたり収益を認識しております。

なお、対価の受領は、通常は1年以内で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

株式会社杏林堂グループ・ホールディングス株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	23,089	23,089

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

株式会社杏林堂グループ・ホールディングスについて、競争環境の激化により当期純利益が株式取得時の事業計画を下回る実績となっておりますが、超過収益力等を反映した実質価額と取得価額を比較した結果、実質価額は著しく低下していないと判定し、評価損は計上しておりません。

実質価額は著しく低下していないという判定は、中期事業計画等を基礎として行っており、当該事業計画には、新規出店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでおります。

これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合には、翌事業年度の評価損の認識要否の判定及び測定される評価損の金額に、重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記していた「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」に表示していた3,511百万円は、「無形固定資産」の「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年5月15日)	当事業年度 (2025年2月28日)
短期金銭債権	1,009百万円	775百万円
短期金銭債務	208	6
長期金銭債務	8	8

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2024年5月15日)	当事業年度 (2025年2月28日)
(株)ツルハ	－百万円	2,625百万円
(株)ドラッグイレブン	3,125	2,750
(株)ビー・アンド・ディー	3,150	－
合計	6,275	5,375

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年5月15日)	当事業年度 (2025年2月28日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメント	30,000百万円	30,000百万円
借入実行残高	－	5,000
差引額	30,000	25,000

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2023年5月16日 至 2024年5月15日)	当事業年度 (自 2024年5月16日 至 2025年2月28日)
営業取引による取引高		
営業収入	22,515百万円	23,291百万円
営業費用	41	34
営業取引以外の取引による取引高	14	12

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式124,754百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式124,612百万円）は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年5月15日)	当事業年度 (2025年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	18百万円	5百万円
賞与引当金	17	20
子会社貸倒引当金	51	54
子会社株式評価損	71	71
譲渡制限付株式	103	115
株式報酬費用	93	73
その他	18	188
繰延税金資産小計	375	529
評価性引当額	△320	△315
繰延税金資産合計	55	213

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年5月15日)	当事業年度 (2025年2月28日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
受取配当金益金不算入	△30.0	△29.7
役員賞与引当金	0.5	0.5
交際費等	0.2	0.1
株式報酬費用	0.6	0.2
新株予約権戻入益	—	△2.2
住民税均等割	0.0	0.0
評価性引当額の増減	0.1	△0.0
その他	△0.2	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6	△0.9

3. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算することになります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別財務諸表の「注記事項（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	0	—	—	0	0	7
	工具、器具及び備品	45	1	—	14	32	196
	計	45	1	—	15	32	204
無形 固定資産	ソフトウェア	2,191	6,022	—	1,406	6,807	3,573
	その他	3,511	2,688	6,022	—	177	—
	計	5,703	8,710	6,022	1,406	6,985	3,573

(注) 「ソフトウェア」の「当期増加額」は基幹システムの刷新及び人事給与システムの刷新によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	171	22	15	178
賞与引当金	57	68	57	68
役員賞与引当金	242	182	242	182

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.tsuruha-hd.com
株主に対する特典	あり

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第62期）（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）2024年8月9日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年8月9日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第63期中）（自 2024年5月16日 至 2024年11月15日）2025年4月4日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2024年7月5日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。
2024年8月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年4月4日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。
2025年4月14日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2（企業・株主間のガバナンスに関する合意）及び同項第12号の3（企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意）に基づく臨時報告書であります。
2025年4月14日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）に基づく臨時報告書であります。
2025年5月22日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書
2025年3月28日関東財務局長に提出
事業年度（第62期）（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。
- (6) 内部統制報告書の訂正報告書
2025年3月28日関東財務局長に提出
事業年度（第62期）（自 2023年5月16日 至 2024年5月15日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月26日

株式会社ツルハホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 陽介

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツルハホールディングスの2024年5月16日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングス及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 店舗固定資産に係る減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「（重要な会計上の見積り）固定資産の減損」に記載のとおり、株式会社ツルハホールディングスの連結子会社は、当連結会計年度の連結損益計算書において、10,743百万円の減損損失を計上している。 株式会社ツルハホールディングスの連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、賃貸資産および遊休資産については物件ごとに資産のグルーピングをしている。 営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗及び土地や、土地の時価の下落が著しい店舗等を減損の兆候がある資産グループとし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上している。回収可能価額の算定は使用価値によっている。将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスである場合は、使用価値は零として算定している。 将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度実績や外部環境および内部環境を考慮して作成した、各店舗の予算計画を基礎として行っており、当該計画には、開店後の年数経過に伴う売上高の成長及び売上総利益の改善を主要な仮定として織り込んでいる。 これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、経営者による主観的な判断を伴うものである。 以上から、当監査法人は、店舗固定資産に係る減損の認識判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、店舗固定資産に係る減損の認識判定を検証するため、主に以下の手続を実施した。 (1)内部統制の評価 店舗固定資産に係る減損の認識判定の内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる店舗の事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の監査手続を実施した。 ●開店後の年数経過に伴う売上高の成長、売上総利益の改善について、当該店舗の過去の実績推移を踏まえ、他店の開店後の年数経過ごとの売上高の成長率、売上総利益率の改善率の実績推移と比較し、当該仮定の妥当性を検討した。

2. 株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項「（重要な会計上の見積り）株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定」に記載のとおり、株式会社ツルハホールディングスの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんの残高19,773百万円には、静岡県においてドラッグストア及び調剤薬局を運営する株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの持分取得により生じたのれんの残高8,047百万円が含まれており、連結貸借対照表の1.3%を占めている。 のれんは定期的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む固定資産の帳簿価額とを比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上される。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、株式会社杏林堂グループ・ホールディングスにおいては、競争環境の激化により株式取得時の事業計画を下回る実績となり、減損の兆候があるため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否を判定しているが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識していない。 当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの事業計画を基礎として行われる。事業計画は、新規出店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定としている。これらの主要な仮定が減損損失の認識判定に与える影響は大きく、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、経営者による主観的な判断を伴うものである。 以上から、当監査法人は、株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、株式会社杏林堂グループ・ホールディングスののれんに係る減損の認識判定を検証するため、主に以下の手続を実施した。 (1)内部統制の評価 のれんに関する減損損失の認識判定に係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の監査手続を実施した。 ●新規出店による売上高の増加について、出店計画の内容を把握し、過去の出店実績と過去の売上高実績の推移を踏まえ、新規出店による売上高の増加の仮定の妥当性を検討した。 ●売上総利益の改善について、当連結会計年度の下期における月次実績改善率を踏まえ、売上総利益の改善の仮定の妥当性を検討した。 ●株式取得時における事業計画を下回る実績となった原因を分析し、当該原因が将来キャッシュ・フローの見積りに当たり適切に考慮されているかどうかを検討した。

その他の事項

会社の2024年5月15日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該訂正後の連結財務諸表に対して2025年3月28日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツルハホールディングスの2025年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ツルハホールディングスが2025年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

株式会社ツルハホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 一成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 陽介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツルハホールディングスの2024年5月16日から2025年2月28日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツルハホールディングスの2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 株式会社杏林堂グループ・ホールディングス株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社ツルハホールディングスの当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式124,754百万円には、静岡県でドラッグストア及び調剤薬局を運営する非上場の子会社である杏林堂グループ・ホールディングスに対する株式23,089百万円が含まれており、総資産の13.6%を占めている。 非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式は、株式取得時に見込まれた超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、株式の評価損の認識が必要となる。 注記事項「(重要な会計上の見積り) 株式会社杏林堂グループ・ホールディングス株式の評価」に記載されているとおり、競争環境の激化により株式取得時の事業計画を下回る実績となっているが、経営者は将来の事業計画に基づいて超過収益力等が減少していないと判定し、評価損を計上していない。 超過収益力等が減少していないという判定は、経営者が作成した株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの将来の事業計画を基礎として行われる。将来の事業計画は、新規出店による売上高の増加及び売上総利益の改善を主要な仮定としている。これらの主要な仮定は、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、経営者による判断が実質価額の著しい低下の有無の判定に重要な影響を及ぼす。また、企業価値の評価に係る計算手法及び割引率について高度な専門知識を必要とする。 以上から、当監査法人は、関係会社株式(株式会社杏林堂グループ・ホールディングスに対する投資持分)の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、関係会社株式(株式会社杏林堂グループ・ホールディングスに対する投資持分)の評価損計上の要否に関する判断の妥当性を検証するため、主に以下の手続を実施した。 (1)内部統制の評価 関係会社株式の評価に係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2)実質価額の見積りの合理性の評価 判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社杏林堂グループ・ホールディングスの将来の事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定の適切性及び割引率の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問したほか、主に以下の監査手続を実施した。 ●新規出店による売上高の増加率について、出店計画の内容を把握し、過去の出店実績と過去の売上高実績の推移を踏まえ、新規出店による売上高の増加の仮定の妥当性を検討した。 ●売上総利益の改善について、当事業年度の下期における月次実績改善率を踏まえ、売上総利益率の改善の仮定の妥当性を検討した。 ●株式取得時における事業計画を下回る実績となった原因を分析し、当該原因が将来キャッシュ・フローの見積りに当たり適切に考慮されているかどうかを検討した。 ●企業価値の評価に係る計算手法及び割引率について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、その適切性を評価した。

その他の事項

会社の2024年5月15日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年8月9日付で無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。